

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年12月10日提出
【計算期間】	ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス） 第12期 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス） 第12期 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス） 第12期 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス） 第11期 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス） 第11期 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス） 第11期 ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド） 第12期 （自 2020年9月15日至 2021年9月13日）
【ファンド名】	ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【電話番号】	03-6387-5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

◆ノムラ・アジア・シリーズは、アジアの投資対象先にフォーカスするファンドとマネープール・ファンドで構成されています。

ノムラ・印度・フォーカス	インドの企業の株式を実質的な主要投資対象 [※] とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・アセアン・フォーカス	アセアン加盟国（東南アジア諸国連合）の企業の株式を実質的な主要投資対象 [※] とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・豪州・フォーカス	オーストラリアの企業の株式を実質的な主要投資対象 [※] とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・インドネシア・フォーカス	インドネシアの企業の株式を実質的な主要投資対象 [※] とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・タイ・フォーカス	タイの企業の株式を実質的な主要投資対象 [※] とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・フィリピン・フォーカス	フィリピンの企業の株式を実質的な主要投資対象 [※] とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
マネープール・ファンド	円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象 [※] とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

※「ノムラ・印度・フォーカス」は「野村インド株マザーファンド」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」は「野村アセアン株マザーファンド」、「ノムラ・豪州・フォーカス」は「野村豪州株マザーファンド」、「ノムラ・インドネシア・フォーカス」は「野村インドネシア株マザーファンド」、「ノムラ・タイ・フォーカス」は「野村タイ株マザーファンド」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」は「野村フィリピン株マザーファンド」、「マネープール・ファンド」は「野村マネー マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

ノムラ・印度・フォーカス、ノムラ・インドネシア・フォーカス、ノムラ・タイ・フォーカス、ノムラ・フィリピン・フォーカスは、一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められている「特化型運用」を行なうファンドに該当します。

上記4ファンドが実質的な投資対象とする各新興国市場には、寄与度（市場の時価総額に占める割合）が10%を超える、もしくはを超える可能性が高い銘柄（支配的な銘柄）が存在すると考えられます。

実質的な投資が支配的な銘柄に集中することが想定されますので、当該支配的な銘柄の発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、「ノムラ・印度・フォーカス」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」については6,000億円、「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」については500億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス))
 (ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス))
 (ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス))
 (ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・タイ・フォーカス))
 (ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・フィリピン・フォーカス))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
		その他資産 ()
追 加 型	内 外	資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル ()		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

（ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追 加 型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル ()		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

（ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追 加 型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回		
	年4回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド
	年12回 (毎月)	欧州	
	日々	アジア	
不動産投信	その他 ()	オセアニア	
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		中南米	ファンド・オブ・ファンズ
		アフリカ	
資産複合 ()		中近東 (中東)	
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲

げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔独立した区分〕

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

〔補足分類〕

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

〔投資対象資産による属性区分〕

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

〔決算頻度による属性区分〕

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
(2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
(3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
(4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

〔投資対象地域による属性区分(重複使用可能)〕

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

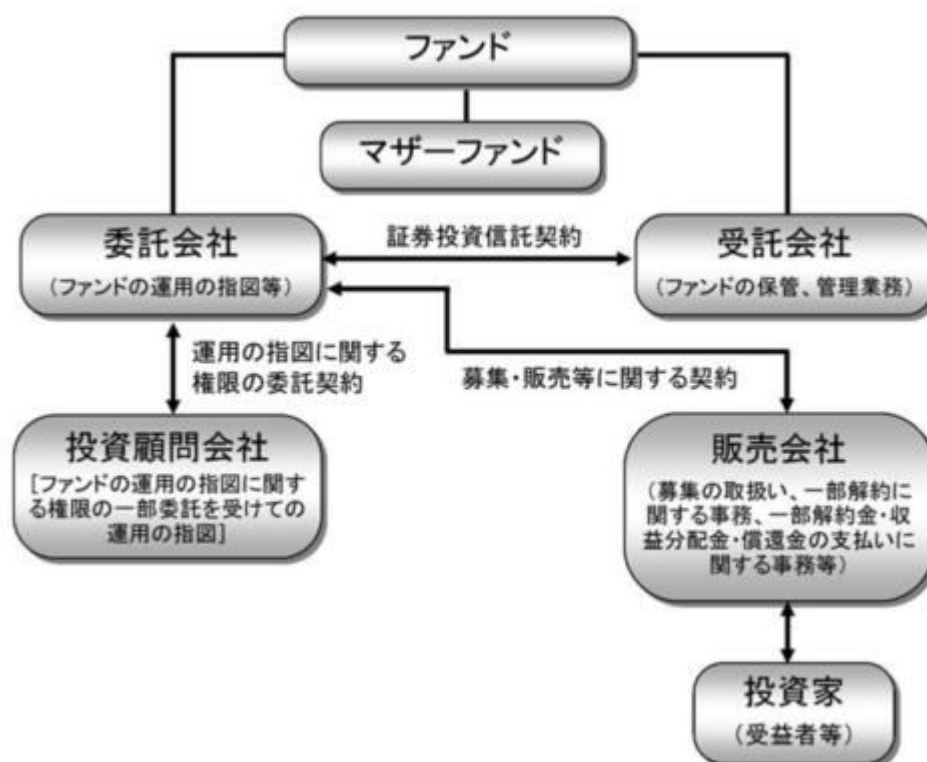
- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2009年9月16日	「ノムラ・印度・フォーカス」、「ノムラ・韓国・フォーカス」、「ノムラ・台湾・フォーカス」、「マネープール・ファンド」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2009年12月7日	「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2010年12月6日	「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2019年9月12日	「ノムラ・韓国・フォーカス」、「ノムラ・台湾・フォーカス」の償還

(3) 【ファンドの仕組み】

<各ファンド（マネープール・ファンドを除く）>



注) 以下の図表中※1、※2、※3については下記の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

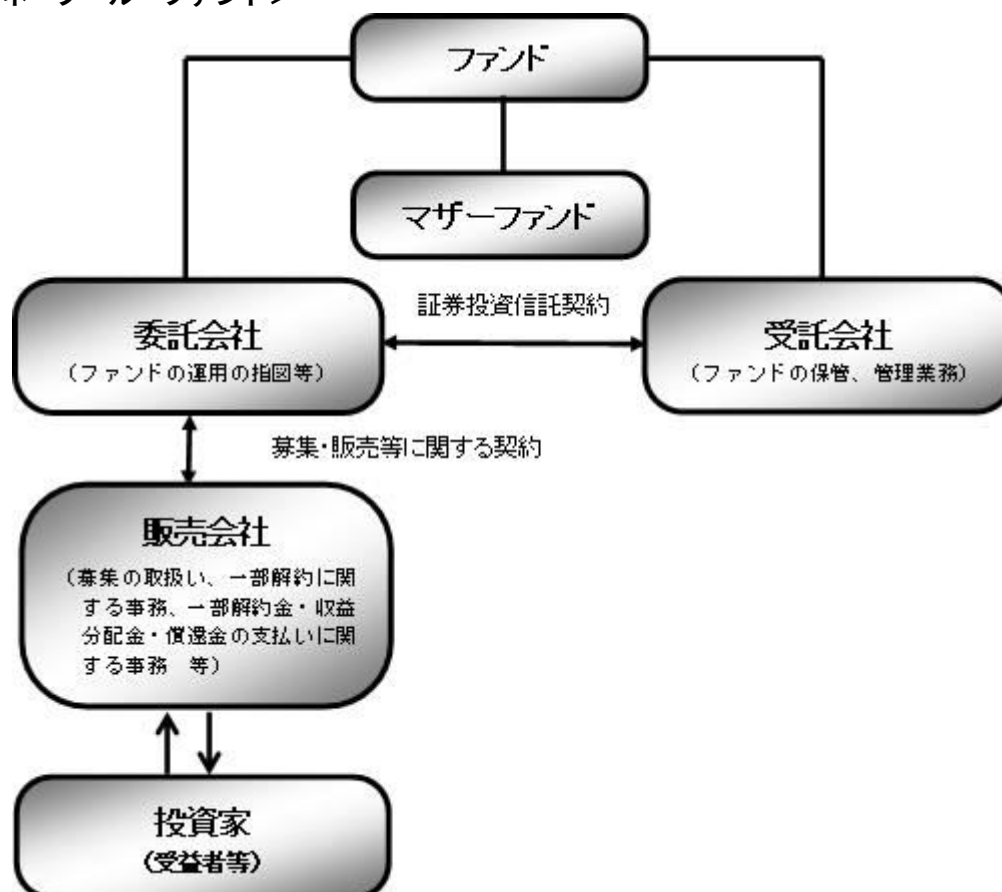
※1	※2	※3
ノムラ・印度・フォーカス	野村インド株マザーファンド	インドの企業の株式
ノムラ・アセアン・フォーカス	野村アセアン株マザーファンド	アセアン加盟国の企業の株式
ノムラ・豪州・フォーカス	野村豪州株マザーファンド	オーストラリアの企業の株式
ノムラ・インドネシア・フォーカス	野村インドネシア株マザーファンド	インドネシアの企業の株式
ノムラ・タイ・フォーカス	野村タイ株マザーファンド	タイの企業の株式
ノムラ・フィリピン・フォーカス	野村フィリピン株マザーファンド	フィリピンの企業の株式

ファンド	ノムラ・アジア・シリーズ(※1)
マザーファンド (親投資信託)	※2
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



<マネープール・ファンド>



ファンド	ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）
マザーファンド （親投資信託）	野村マネー マザーファンド
委託会社（委託者）	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社（受託者）	野村信託銀行株式会社

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況(2021年10月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<ノムラ・印度・フォーカス>

◆株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

・インドの株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。また、インドの株式にかかる指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などのデリバティブを適宜活用します。

◆ファンドは、S&P BSE インド 200種指数(円換算ベース)をベンチマーク[※]とします。

※「S&P BSE インド 200種指数(円換算ベース)」は、S&P BSE 200指数(インドルピーベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。なお、ベンチマークは、インド株式市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。S&P BSE 200指数は、スタンダード&プアーズが発表している、ムンバイ証券取引所上場銘柄の主要200銘柄で構成される浮動株加重指数です。当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はスタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーに帰属しております。

◆株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

・株式、株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等の合計の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。ただし、資金動向等によっては、金融商品取引所に上場している株価指数連動型上場投資信託（「ETF」といいます。）のうち、インドの株式に係る株価指数を対象とするものに主として投資する場合があります。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的にこれらの実質組入比率を引き下げることがあります。

◆実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

<ノムラ・アセアン・フォーカス>

◆株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別し

ます。また、トップダウン・アプローチによる国別配分、業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

◆ファンドは、MSCI AC ASEAN Index（税引後配当込み・円換算ベース）をベンチマーク[※]とします。

※「MSCI AC ASEAN Index（税引後配当込み・円換算ベース）」は、MSCI AC ASEAN Index（税引後配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。なお、ベンチマークは、株式市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

■指数の著作権等について■

・MSCI AC ASEAN Index

MSCI AC ASEAN Indexは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

◆株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

・現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式の実質組入比率を引き下げる場合があります。

◆実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

<ノムラ・豪州・フォーカス>

◆株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

◆ファンドは、S&P/ASX200指数（円換算ベース）をベンチマーク[※]とします。

※「S&P/ASX200指数（円換算ベース）」は、S&P/ASX200指数（豪ドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。なお、ベンチマークは、オーストラリア株式市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

S&P/ASX200指数は、スタンダード&プアーズが発表している、オーストラリア証券取引所上場の時価総額上位200銘柄で構成される時価総額加重平均指数です。当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はスタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーに帰属しております。

◆株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

・現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式の実質組入比率を引き下げる場合があります。

◆実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

<「ノムラ・インドネシア・フォーカス」「ノムラ・タイ・フォーカス」「ノムラ・フィリピン・フォーカス」>

◆株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

◆ファンドは、以下をベンチマークとします。

ノムラ・インドネシア ・フォーカス	ジャカルタ総合指数（円換算ベース） ※ジャカルタ総合指数（円換算ベース）は、ジャカルタ総合指数（インドネシアルピアベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。
ノムラ・タイ・ フォーカス	MSCI Thailand Index（税引後配当込み・円換算ベース） ※MSCI Thailand Index（税引後配当込み・円換算ベース）は、MSCI Thailand Index（税引後配当込み・タイバーツベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。
ノムラ・フィリピン ・フォーカス	MSCI Philippines Index（税引後配当込み・円換算ベース） ※MSCI Philippines Index（税引後配当込み・円換算ベース）は、MSCI Philippines Index（税引後配当込み・フィリピンペソベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

■指数の著作権等について■

- ・ジャカルタ総合指数
ジャカルタ総合指数（JCI）は、インドネシア証券取引所が所有しています。インドネシア証券取引所は、JCIをベンチマークとして用いる利用者によって提供される、いかなる商品に関しても責任を負いません。また、インドネシア証券取引所は、JCIをベンチマークとして用いる利用者によってなされる、いかなる投資判断に関しても責任を負いません。これらの利用者は、JCIの利用に関して、第三者に対して責任を負います。
- ・MSCI Thailand Index、MSCI Philippines Index
MSCI Thailand Index、MSCI Philippines Indexは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI に帰属します。またMSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

◆株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

- ・現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式の実質組入比率を引き下げる場合があります。

◆実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

●各ファンド（「マネーボール・ファンド」を除く）

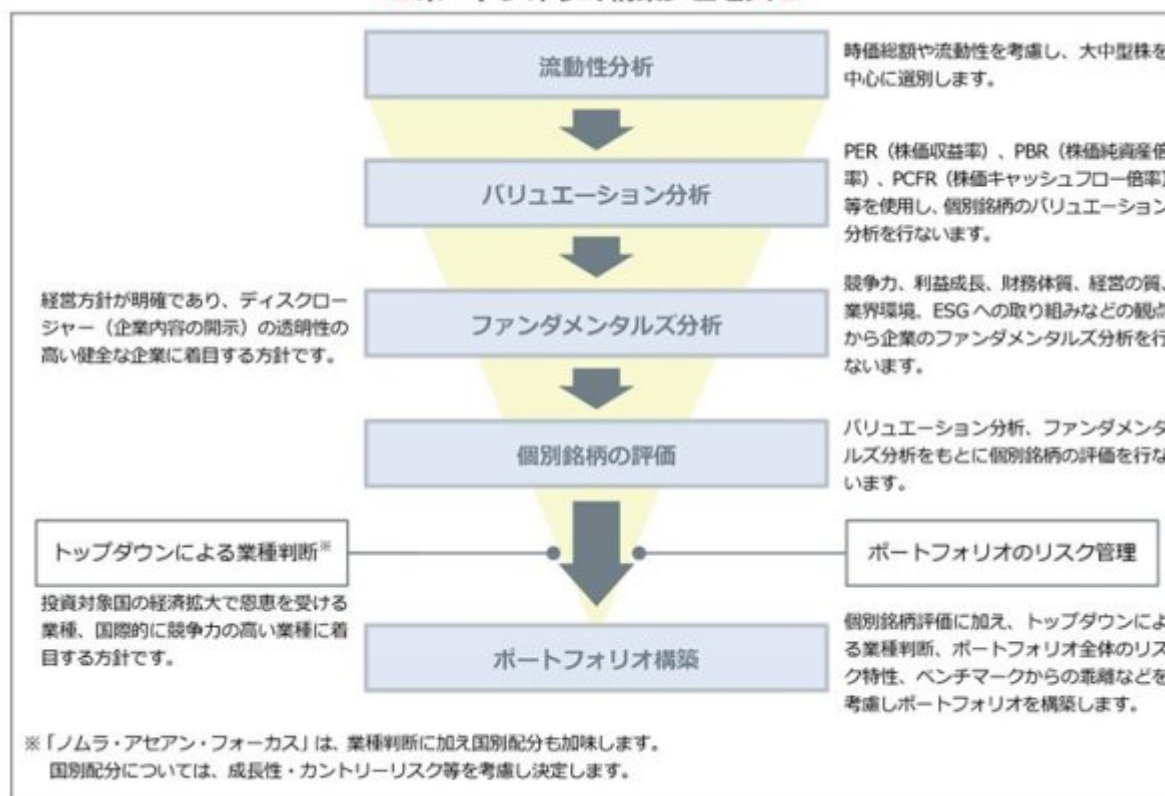
◆運用の権限の委託

マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッドに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

- | | |
|---------|---|
| ◆委託する範囲 | ： 海外の株式等の運用 |
| ◆委託先名称 | ： NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED
（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド） |
| ◆委託先所在地 | ： シンガポール共和国 シンガポール市 |

※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

■ポートフォリオ構築プロセス■



* 上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

＜マネープール・ファンド＞

- ◆「野村マネー マザーファンド」への投資を通じて、残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

ノムラ・インド・フォーカス	インドの企業の株式（DR（預託証券）[※]を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村インド株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にインドの企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。
ノムラ・アセアン・フォーカス	アセアン（東南アジア諸国連合）[*]加盟国の企業の株式（DR（預託証券）[※]を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村アセアン株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にアセアン加盟国の企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。 [*]東南アジア地域の10ヵ国からなる地域協力機構です。加盟10ヵ国は、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ブルネイです。（2021年10月末現在）
ノムラ・豪州・フォーカス	オーストラリアの企業の株式（DR（預託証券）[※]を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村豪州株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にオーストラリアの企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。 オーストラリアの周辺諸国の企業の株式やオーストラリアの金融商品取引所に上場されているその他の国の企業の株式に実質的に投資する場合があります。
ノムラ・インドネシア・フォーカス	インドネシアの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村インドネシア株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にインドネシアの企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。
ノムラ・タイ・フォーカス	タイの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村タイ株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にタイの企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。
ノムラ・フィリピン・フォーカス	フィリピンの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村フィリピン株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にフィリピンの企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。
マネープール・ファンド	円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村マネー マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に円建ての短期有価証券に投資を行ないます。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

※Depositary Receipt（預託証券）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の

株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

<ノムラ・印度・フォーカス>

◆デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

<ノムラ・アセアン・フォーカス><ノムラ・豪州・フォーカス><ノムラ・インドネシア・フォーカス>

<ノムラ・タイ・フォーカス><ノムラ・フィリピン・フォーカス><マネープール・ファンド>

◆デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

■各マザーファンドの主要投資対象■

野村インド株マザーファンド	インドの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
野村アセアン株マザーファンド	アセアン加盟国の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
野村豪州株マザーファンド	オーストラリアの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
野村インドネシア株マザーファンド	インドネシアの企業の株式を主要投資対象とします。
野村タイ株マザーファンド	タイの企業の株式を主要投資対象とします。
野村フィリピン株マザーファンド	フィリピンの企業の株式を主要投資対象とします。
野村マネー マザーファンド	円建ての短期有価証券を主要投資対象とします。

◆投資対象について、詳しくは「(参考)各マザーファンドの概要」をご覧ください。

<野村インド株マザーファンド>

◆デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

<野村アセアン株マザーファンド><野村豪州株マザーファンド><野村インドネシア株マザーファンド>

<野村タイ株マザーファンド><野村フィリピン株マザーファンド><野村マネー マザーファンド>

◆デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

<ノムラ・印度・フォーカス>

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの⑤、⑥及び⑦」に定めるものに限り。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

- 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村インド株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12

号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記②第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記②第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記②各号以外のもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引[※]

※「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

<ノムラ・アセアン・フォーカス>

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの⑤、⑥及び⑦」に定めるものに限りまゝ。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

- ・ リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・ 流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・ 前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村アセアン株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利

の性質を有するもの

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記② 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記② 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記② 各号以外のもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

<ノムラ・豪州・フォーカス>

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの⑤、⑥及び⑦」に限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

ロ、次に掲げるものをすべてみたま資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村豪州株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記② 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記② 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記② 各号以外のもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等

2. スワップ取引

3. 直物為替先渡取引

<ノムラ・インドネシア・フォーカス>

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの⑤、⑥及び⑦」に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたま資産

- ・ リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・ 流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・ 前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村インドネシア株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記② 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記② 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記② 各号以外のもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引[※]

※「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

<ノムラ・タイ・フォーカス>

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの⑤、⑥及び⑦」に限りします。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

- ・ リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・ 流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・ 前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村タイ株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利

の性質を有するもの

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記② 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記② 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記② 各号以外のもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

<ノムラ・フィリピン・フォーカス>

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの⑤、⑥及び⑦」に限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

- ・ リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・ 流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・ 前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村フィリピン株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記②第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記②第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記②各号以外のもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

<マネープール・ファンド>

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの④及び⑤」に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付

社債券については、転換社債型新株予約権付社債[※]に限ります。）

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る)
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

(参考)各マザーファンドの概要

(野村インド株マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

インドの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。なお、インドの株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。また、インドの株式にかかる指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などのデリバティブを適宜活用します。

② 株式（DR（預託証券）を含みます。）、株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等の合計の組入比率は、原則として高位を基本とします。ただし、資金動向等によっては、金融証券取引所に上場している株価指数連動型上場投資信託（以下「ETF」といいます。）のうち、インドの株式に係る株価指数を対象とするものに主として投資する場合があります。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的にこれらの組入比率を引き下げることがあります。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④ NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内

とします。

- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 投資信託証券（ETFを除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄のETFへの投資割合には制限を設けません。ただし、当該ETFが一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該ETFへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村アセアン株マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

（1）投資対象

アセアン（東南アジア諸国連合）加盟国の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ① 株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる国別配分、業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。
- ② 株式（DR（預託証券）を含みます。）の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ④ NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%

以内とします。

- ⑤ 有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。
- ⑥ スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑩ 同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑫ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村豪州株マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

（1）投資対象

オーストラリアの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、オーストラリアの周辺諸国の企業の株式やオーストラリアの金融商品取引所に上場されているその他の国の企業の株式に投資する場合があります。

（2）投資態度

- ① 株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。
- ② 株式（DR（預託証券）を含みます。）の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ④ NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。
- ⑥ スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑩ 同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑫ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村インドネシア株マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

（1）投資対象

インドネシアの企業の株式を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ① 株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。
- ② 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ④ NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

⑥ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村タイ株マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

タイの企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

② 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④ NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。
- ⑥ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑩ 同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑫ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村フィリピン株マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

フィリピンの企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。
- ② 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ④ NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

⑥ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩ 同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑫ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村マネー マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

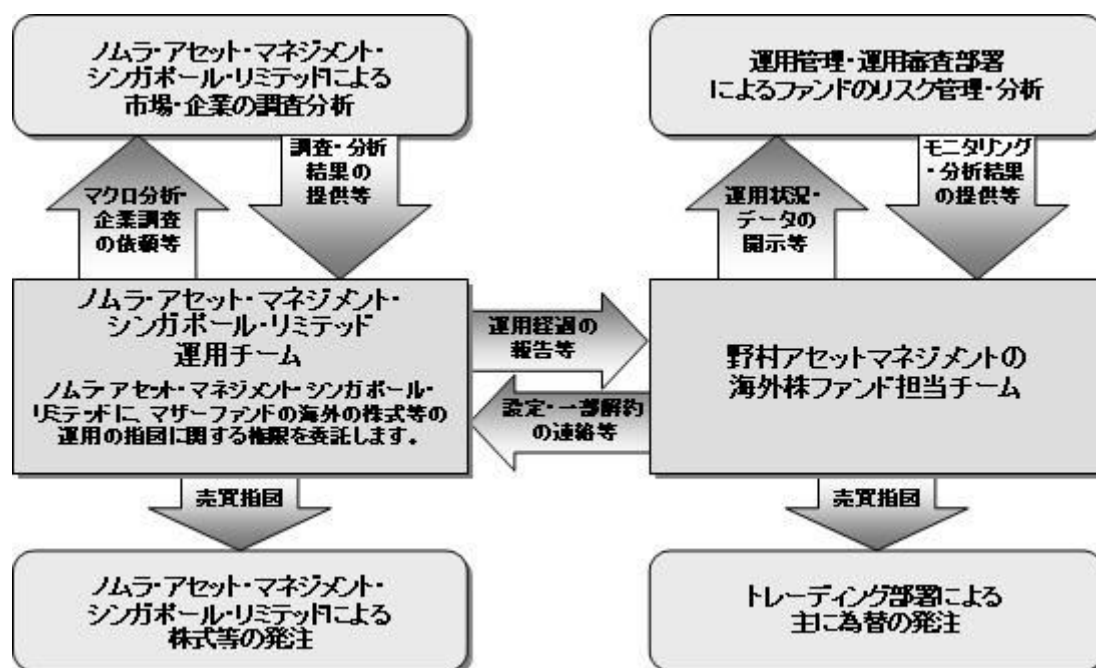
① 株式への投資は行ないません。

- ② 外貨建資産への投資は行ないません。
- ③ 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。
- ④ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（3）【運用体制】

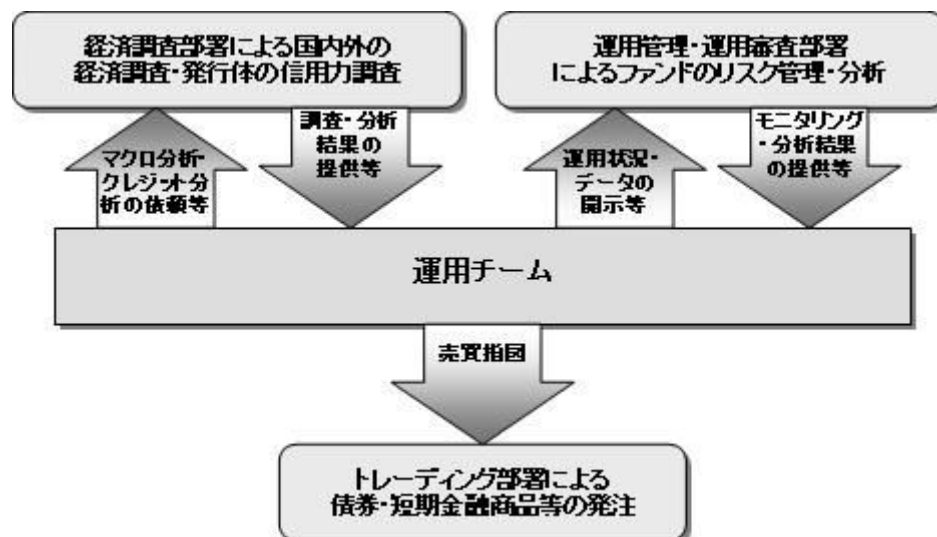
ファンドの運用体制は以下の通りです。

- ◆「ノムラ・印度・フォーカス」「ノムラ・アセアン・フォーカス」「ノムラ・豪州・フォーカス」「ノムラ・インドネシア・フォーカス」「ノムラ・タイ・フォーカス」「ノムラ・フィリピン・フォーカス」



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

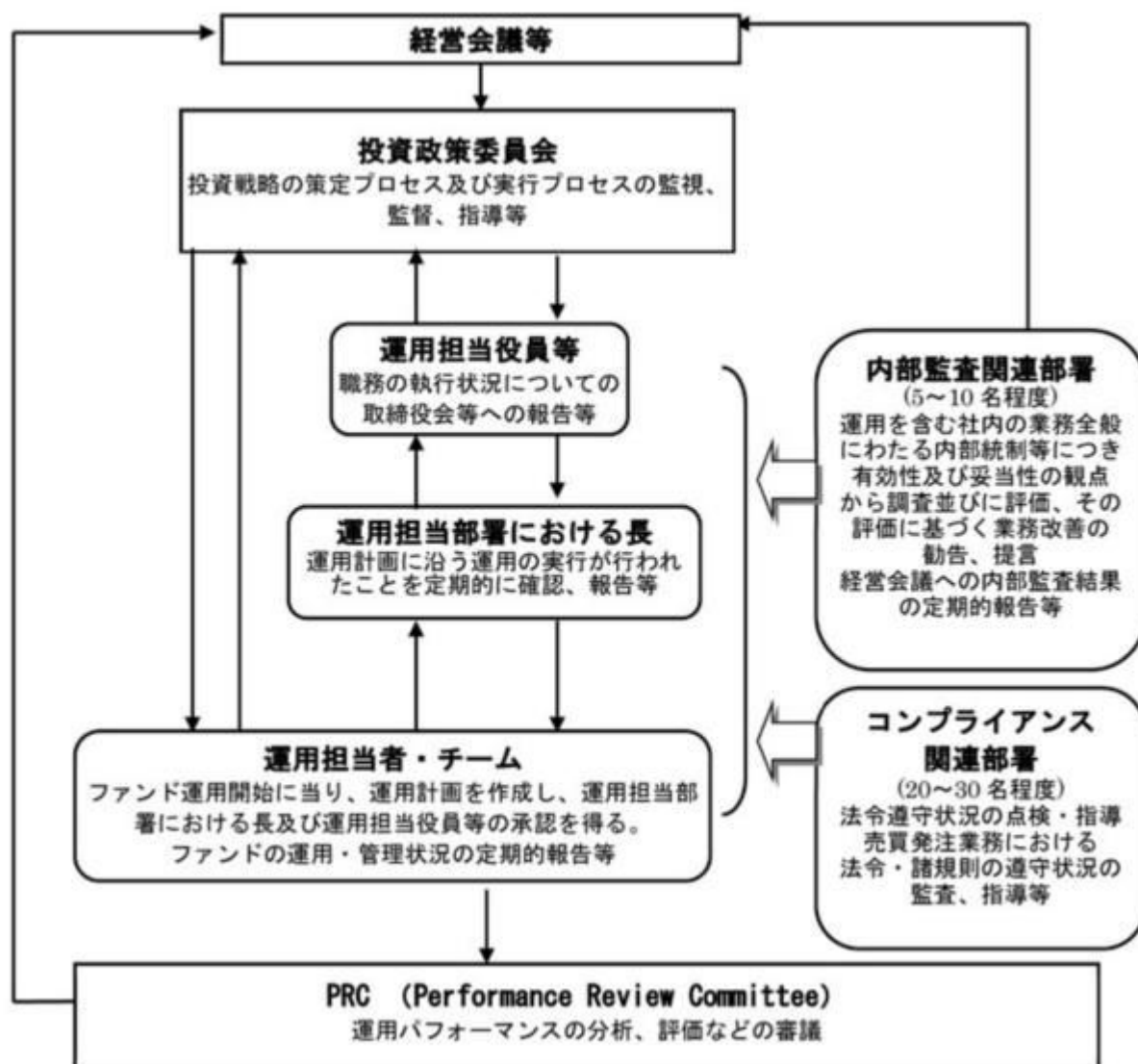
- ◆「マネープール・ファンド」



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①＜各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）＞

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

＜マネープール・ファンド＞

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、上記①の範囲内で基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

※配当等収益（「マネープール・ファンド」の場合は「利子・配当等収益」）とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年9月12日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

<ノムラ・印度・フォーカス>

①株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④デリバティブの使用(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤先物取引等の運用指図(約款第22条)

- (i) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (ii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iv) 上記(i)の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (v) 委託者は、上記(i)の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥スワップ取引の運用指図(約款第23条)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第28条第8項第4号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦直物為替先渡取引の運用指図(約款第29条)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (iv) 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑨同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制

限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑪投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託の投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑫同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄のETFへの実質投資割合には制限を設けません。ただし、当該ETFが一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該ETFへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑬投資する株式等の範囲(約款第19条)

(i) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑭信用取引の指図範囲(約款第21条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ii) 上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑮有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有す

る公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑯特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑰外国為替予約取引の指図および範囲(約款第27条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ii) 上記(i)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(iii) 上記(ii)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(iv) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑱資金の借入れ(約款第35条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑲一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

⑳同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

<ノムラ・アセアン・フォーカス>

①株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

⑤先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

(i) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ii)委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(iii)委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑥スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

(i)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすること

ができます。

- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (iv) 上記(iii)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (v) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (vi) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦ 直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第29条)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して直物為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部解約（反対の売買による解消を含む。）を指図するものとします。
- (iv) 上記(iii)においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (v) 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (vi) 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧ 同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑪投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券（マザーファンド受益証券、上場不動産投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑫同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑬投資する株式等の範囲(約款第19条)

(i) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑭信用取引の指図範囲(約款第21条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ii) 上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑮有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑯特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑰外国為替予約の指図(約款第27条)

(i) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(ii) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑱資金の借入れ(約款第35条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑲一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

⑳同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

<ノムラ・豪州・フォーカス>

①株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

⑤先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

(i) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに前述の「(2) 投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ii) 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンド

の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(iii) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑥スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額

との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）

が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(iv) 上記(iii)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(v) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(vi) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第30条)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して直物為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部解約（反対の売買による解消を含む。）を指図するものとします。

(iv) 上記(iii)においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(v) 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(vi) 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額

の10%以内とします。

⑪投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券（マザーファンド受益証券、上場不動産投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑫同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑬投資する株式等の範囲(約款第19条)

(i) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑭信用取引の指図範囲(約款第21条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ii) 上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑮有価証券の貸付の指図および範囲(約款第26条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑯特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第27条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合に

は、制約されることがあります。

⑰外国為替予約の指図(約款第28条)

- (i) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- (ii) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑱資金の借入れ(約款第36条)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑲一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

⑳同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- (i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- (ii) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

<ノムラ・インドネシア・フォーカス>

①株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

⑤先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

(i) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未取配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに前述の「(2) 投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ii) 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(iii) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑥スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (iv) 上記(iii)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財

産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(v)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(vi)委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第29条)

(i)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii)直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii)直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して直物為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部解約（反対の売買による解消を含む。）を指図するものとします。

(iv)上記(iii)においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(v)直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(vi)委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑨同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑪投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑫投資する株式等の範囲(約款第19条)

(i)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所

に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑬信用取引の指図範囲(約款第21条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ii) 上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑭有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑮特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑯外国為替予約取引の指図(約款第27条)

(i) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ii) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めた

ときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦資金の借入れ(約款第35条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

⑨同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

<ノムラ・タイ・フォーカス>

①株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

⑤先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

(i) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商

品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに前述の「(2) 投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ii) 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(iii) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに

前述の「(2)投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑥スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (iv) 上記(iii)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (v) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (vi) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第29条)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、直物為

替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して直物為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部解約（反対の売買による解消を含む。）を指図するものとします。

(iv) 上記(iii)においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(v) 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(vi) 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑨同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑪投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券（マザーファンド受益証券、上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑫同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑬投資する株式等の範囲(約款第19条)

(i) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑭信用取引の指図範囲(約款第21条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ii) 上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑤有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑥特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑦外国為替予約取引の指図(約款第27条)

(i) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ii) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧資金の借入れ(約款第35条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

⑩同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数をを超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i)委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii)当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

<ノムラ・フィリピン・フォーカス>

①株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

⑤先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

(i)委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象

とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ii)委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(iii)委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッ

ジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑥スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (iv) 上記(iii)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (v) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (vi) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第29条)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項に

において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して直物為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部解約（反対の売買による解消を含む。）を指図するものとします。

(iv) 上記(iii)においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(v) 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(vi) 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。

⑨同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑪投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券（マザーファンド受益証券、上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑫同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑬投資する株式等の範囲(約款第19条)

(i) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑭信用取引の指図範囲(約款第21条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ii) 上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑤有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑥特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑦外国為替予約取引の指図(約款第27条)

(i) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ii) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧資金の借入れ(約款第35条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

①一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

②同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を越えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i)委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii)当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

<マネープール・ファンド>

①株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに関し、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資は行ないません。

③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

④先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第21条)

(i)委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ii) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑤スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (iv) 上記(iii)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (v) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (vi) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧投資する株式の範囲(約款第19条)

(i) 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑨有価証券の貸付の指図および範囲(約款第24条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑩公社債の借入れ(約款第25条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。

なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑪資金の借入れ(約款第31条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

ら信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑫投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資は行ないません。

⑬一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

3【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

＜各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）＞

[株価変動リスク]

◆ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

◆ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

＜マネープール・ファンド＞

[債券価格変動リスク]

◆債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用がで

きない場合があります。

- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、各ファンド（マネープール・ファンドを除く）においては、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。
- ◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

◆各ファンド（マネープール・ファンドを除く）に関する留意点

- ・ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- ・金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを取り消す場合があります。（「ノムラ・豪州・フォーカス」を除く）

◆新興国に投資を行なうファンドに関する留意点

- ・ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

- ◆「ノムラ・印度・フォーカス」「ノムラ・インドネシア・フォーカス」「ノムラ・タイ・フォーカス」「ノムラ・フィリピン・フォーカス」の実質的な投資対象候補銘柄には、寄与度が高い銘柄、または寄与度が高くなる可能性のある銘柄が存在すると考えられます。そのため、上記4ファンドは信用リスクを適正に管理する目的で一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」における「特化型運用」を行なうファンドに該当します。当該制限に従って「特化型運用」を行なうにあたり、特定の発行体が発行する銘柄に集中して実質的に投資することがありますので、個別の投資対象銘柄の発行体の経営破綻や経営・財務状況の悪化等による影響を大きく受ける可能性があります。

- ◆マネープール・ファンドは、マイナス利回りの資産への投資等を通じてファンド全体の損益がマイナスと

なった場合は、ファンドの基準価額が下落することが想定されますのでご注意ください。

◆「ノムラ・印度・フォーカス」に関する留意点

ファンドが実質的な投資対象とする、インドの金融商品取引所で取引されている株式は、インドの税制に従って課税されます。インドの金融商品取引所において、非居住者（ファンドおよびマザーファンドも含まれます。）が、株式を売却した場合、その売買益に対してキャピタル・ゲイン税の他、その他の税が付加されます。

ファンドに係る法令・会計基準に則り、税制・税率を考慮して日々基準価額を計算しています。税制・税率の変更や税の還付もしくは追加納税等が発生した場合には、基準価額が影響を受ける場合があります。

また、インドの株式には、外国人機関投資家の上限保有比率等に制限のある銘柄があります。これらの銘柄を投資対象とする場合には、運用上の制約を受ける場合があります。

※これらの記載は、2021年10月末現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

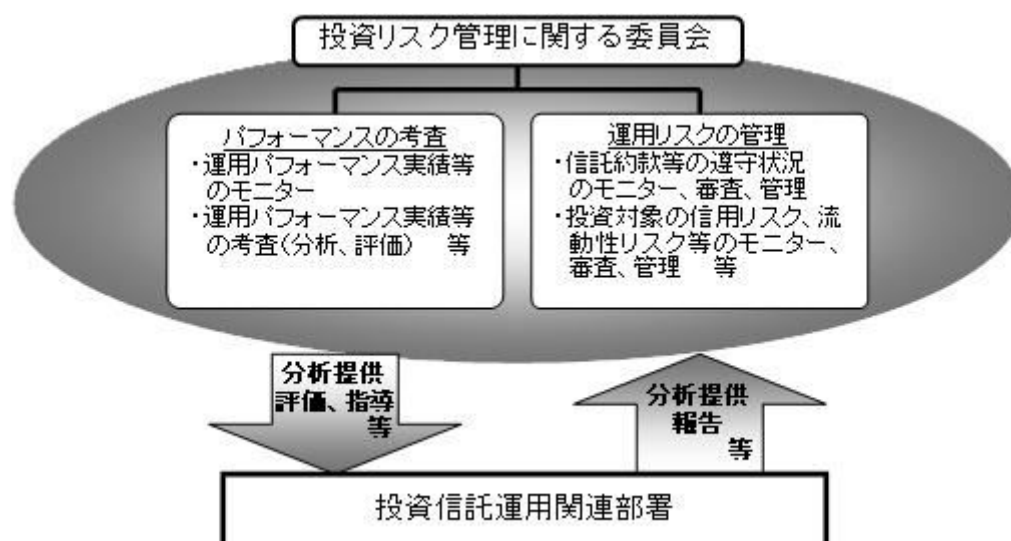
◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。



投資リスク

■ リスクの定量的比較（2016年11月末～2021年10月末：月次）

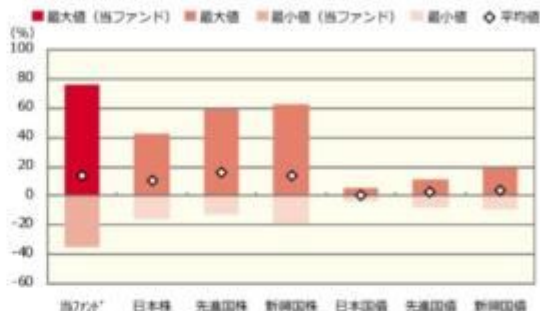
■ ノムラ・印度・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2016年11月 2017年10月 2018年10月 2019年10月 2020年10月 2021年10月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	75.9	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値 (%)	△ 35.4	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 4.0	△ 7.9	△ 9.4
平均値 (%)	13.9	10.1	15.6	13.7	0.2	3.0	4.1

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2016年11月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2016年11月から2021年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2016年11月から2021年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

■ ノムラ・アセアン・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2016年11月 2017年10月 2018年10月 2019年10月 2020年10月 2021年10月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	52.7	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値 (%)	△ 33.5	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 4.0	△ 7.9	△ 9.4
平均値 (%)	4.4	10.1	15.6	13.7	0.2	3.0	4.1

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2016年11月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2016年11月から2021年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2016年11月から2021年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。



投資リスク

ノムラ・豪州・フォーカス

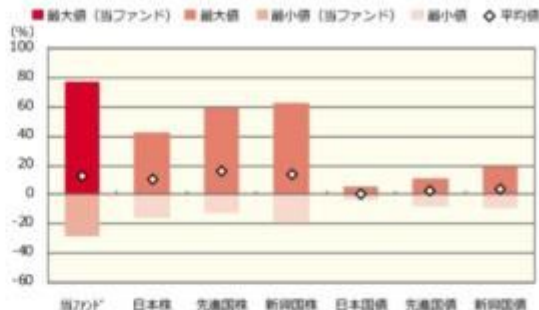
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2016年11月 2017年10月 2018年10月 2019年10月 2020年10月 2021年10月

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2016年11月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2016年11月から2021年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	77.0	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値(%)	△28.1	△16.0	△12.4	△19.4	△4.0	△7.9	△9.4
平均値(%)	12.5	10.1	15.6	13.7	0.2	3.0	4.1

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2016年11月から2021年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ノムラ・インドネシア・フォーカス

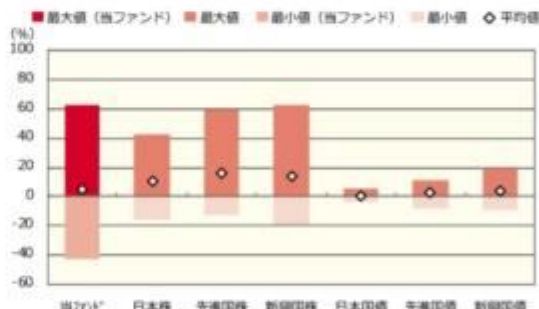
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2016年11月 2017年10月 2018年10月 2019年10月 2020年10月 2021年10月

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2016年11月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2016年11月から2021年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	62.1	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値(%)	△42.7	△16.0	△12.4	△19.4	△4.0	△7.9	△9.4
平均値(%)	4.6	10.1	15.6	13.7	0.2	3.0	4.1

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2016年11月から2021年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。



投資リスク

ノムラ・タイ・フォーカス

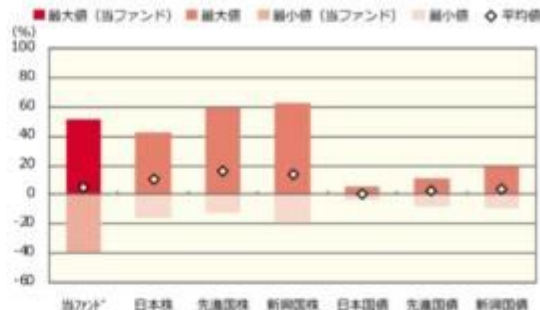
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2016年11月 2017年10月 2018年10月 2019年10月 2020年10月 2021年10月

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2016年11月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2016年11月から2021年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	51.2	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値 (%)	△ 39.4	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 4.0	△ 7.9	△ 9.4
平均値 (%)	4.8	10.1	15.6	13.7	0.2	3.0	4.1

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2016年11月から2021年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ノムラ・フィリピン・フォーカス

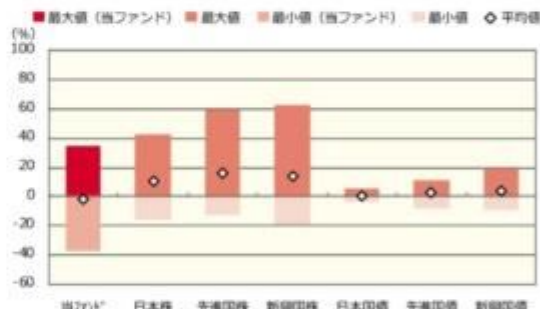
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2016年11月 2017年10月 2018年10月 2019年10月 2020年10月 2021年10月

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2016年11月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2016年11月から2021年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	34.7	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値 (%)	△ 36.7	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 4.0	△ 7.9	△ 9.4
平均値 (%)	△ 1.3	10.1	15.6	13.7	0.2	3.0	4.1

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2016年11月から2021年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。



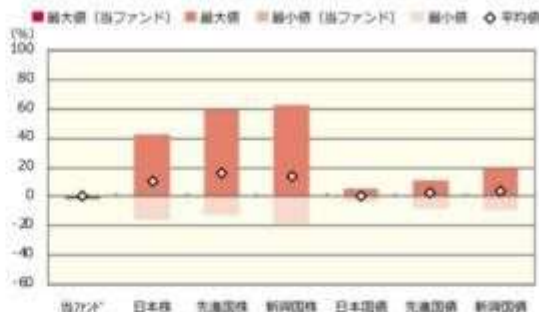
投資リスク

マネーボール・ファンド

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	△ 0.0	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値(%)	△ 0.0	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 4.0	△ 7.9	△ 9.4
平均値(%)	△ 0.0	10.1	15.6	13.7	0.2	3.0	4.1

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2016年11月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2016年11月から2021年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2016年11月から2021年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数額の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
 - MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を中止する権利を有しています。
 - NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
 - FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
 - JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や価格を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPMC）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMC やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMS LLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての推奨、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMS LLC は NASD、NYSE、SIPC の会員です。JP Morgan は JP Morgan Chase Bank, NA、JPST、J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

- ①取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜3.0%)以内[※]で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。
- ※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。
- ②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

<ノムラ・印度・フォーカス>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.925%（税抜年1.75%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り(税抜)とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年0.90%	年0.80%	年0.05%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

◆「野村インド株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村インド株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年0.38%の率を乗じて得た額とします。

<ノムラ・アセアン・フォーカス><ノムラ・インドネシア・フォーカス><ノムラ・タイ・フォーカス> <ノムラ・フィリピン・フォーカス>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.815%（税抜年1.65%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り(税抜)とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年0.80%	年0.80%	年0.05%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

◆「野村アセアン株マザーファンド」、「野村インドネシア株マザーファンド」、「野村タイ株マザーファンド」、「野村フィリピン株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村アセアン株マザーファンド」、「野村インドネシア株マザーファンド」、「野村タイ株マザーファンド」、「野村フィリピン株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、

年0.34%の率を乗じて得た額とします。

<ノムラ・豪州・フォーカス>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.705%（税抜年1.55%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り（税抜）とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年0.75%	年0.75%	年0.05%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

◆「野村豪州株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村豪州株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年0.32%の率を乗じて得た額とします。

<マネープール・ファンド>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に次に掲げる率（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて次の通り（税抜）とします。

コールレート	0.4%未満	0.4%以上 0.65%未満	0.65%以上
信託報酬率	年0.165% （税抜年0.15%） 以内	年0.33% （税抜年0.30%）	年0.605% （税抜年0.55%）
委託会社	年0.065%以内	年0.13%	年0.22%
販売会社	年0.070%以内	年0.14%	年0.28%
受託会社	年0.015%以内	年0.03%	年0.05%

◆ 前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート（以下「コールレート」といいます。）に応じた上記の率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、上記の率として見直す場合があります。

信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に上記の信託報酬率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて上記（税抜）の通りとします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

◆ 2021年12月10日現在の信託報酬率は年0.00121%（税抜年0.0011%）となっております。

《支払先の役務の内容》

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

- ◆ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ◆ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ◆ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、「ノムラ・印度・フォーカス」に係る現地の税務顧問に支払う費用はファンドから支払われます。（マネープール・ファンドを除く）
- ◆ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用はファンドから支払われます。（マネープール・ファンド）
- ◆監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。
- ◆ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額[※]をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に、「ノムラ・印度・フォーカス」「ノムラ・インドネシア・フォーカス」「ノムラ・タイ・フォーカス」「ノムラ・フィリピン・フォーカス」は0.5%、「ノムラ・アセアン・フォーカス」「ノムラ・豪州・フォーカス」は0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。なお、「マネープール・ファンド」には信託財産留保額はありません。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ 特定公社債^(注1)の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収[※]が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益[※]については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

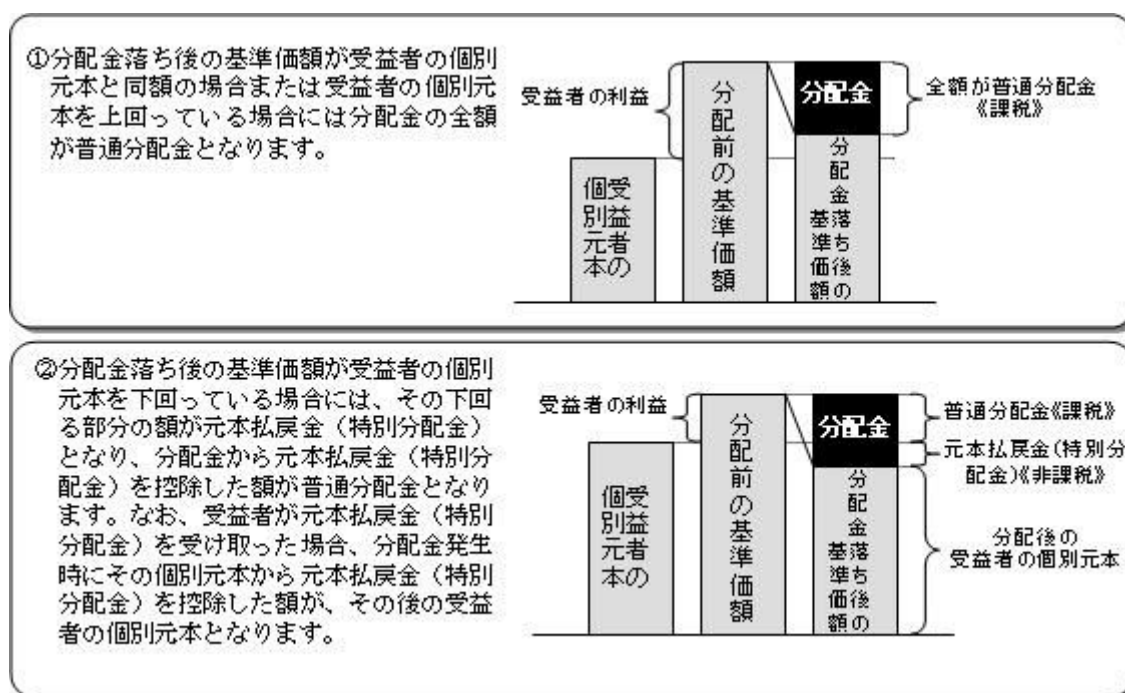
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

- ◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2021年10月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2021年10月29日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	58,831,104,653	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	117,679,833	0.19
合計（純資産総額）		58,948,784,486	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,023,147,134	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	2,050,118	0.19
合計（純資産総額）		1,025,197,252	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	175,004,618	99.79
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	350,849	0.20
合計（純資産総額）		175,355,467	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,445,308,541	99.79
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	6,906,153	0.20
合計（純資産総額）		3,452,214,694	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	749,461,518	99.79
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,502,924	0.20
合計（純資産総額）		750,964,442	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	998,259,705	99.79
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	2,017,256	0.20
合計（純資産総額）		1,000,276,961	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	83,566,297	98.06

現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,651,717	1.93
合計（純資産総額）		85,218,014	100.00

（参考）野村インド株マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	インド	57,236,439,666	97.28
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,595,263,999	2.71
合計（純資産総額）		58,831,703,665	100.00

（参考）野村アセアン株マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	60,142,228	5.87
	シンガポール	296,577,224	28.98
	マレーシア	112,753,344	11.02
	タイ	159,224,085	15.56
	フィリピン	92,131,713	9.00
	インドネシア	197,832,264	19.33
	ベトナム	83,090,881	8.12
	小計	1,001,751,739	97.90
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	21,406,008	2.09
合計（純資産総額）		1,023,157,747	100.00

（参考）野村豪州株マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	オーストラリア	159,003,086	90.85
投資証券	オーストラリア	13,176,768	7.52
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	2,827,677	1.61
合計（純資産総額）		175,007,531	100.00

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	インドネシア	3,317,772,619	96.29
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	127,501,265	3.70
合計（純資産総額）		3,445,273,884	100.00

（参考）野村タイ株マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	タイ	733,208,494	97.83
新株予約権証券	タイ	154,884	0.02
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	16,084,280	2.14
合計（純資産総額）		749,447,658	100.00

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	フィリピン	975,096,028	97.68
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	23,149,075	2.31
合計（純資産総額）		998,245,103	100.00

（参考）野村マネー マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
地方債証券	日本	661,028,677	7.63
特殊債券	日本	2,807,950,596	32.42
社債券	日本	1,000,296,650	11.55
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	4,190,485,667	48.39
合計（純資産総額）		8,659,761,590	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	野村インド株マザーファンド	12,228,202,418	4.5331	55,431,751,612	4.8111	58,831,104,653	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村アセアン株マザーファンド	419,701,015	2.2884	960,444,236	2.4378	1,023,147,134	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村豪州株マザーファンド	62,190,696	2.7564	171,422,466	2.8140	175,004,618	99.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.79
合 計	99.79

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村インドネシア株マザーファン ド	1,707,373,280	1.8712	3,194,841,514	2.0179	3,445,308,541	99.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.79
合 計	99.79

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村タイ株マザーファンド	370,836,971	1.9413	719,905,812	2.0210	749,461,518	99.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.79
合 計	99.79

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村フィリピン株マザーファンド	377,328,283	2.5134	948,378,131	2.6456	998,259,705	99.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.79
合 計	99.79

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	81,927,743	1.0199	83,558,234	1.0200	83,566,297	98.06

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.06
合 計	98.06

（参考）野村インド株マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	4,361,136	1,101.98	4,805,895,552	1,222.01	5,329,356,164	9.05

2	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	1,197,548	3,711.16	4,444,301,816	3,975.85	4,761,280,796	8.09
3	インド	株式	MPHASIS LTD	情報技術サービス	824,561	4,580.13	3,776,597,810	5,004.47	4,126,496,560	7.01
4	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	1,417,534	2,399.95	3,402,022,064	2,438.20	3,456,242,739	5.87
5	インド	株式	AU SMALL FINANCE BANK LTD	銀行	1,384,122	1,795.83	2,485,658,192	1,878.22	2,599,696,696	4.41
6	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	貯蓄・抵当・不動産金融	575,971	4,330.05	2,493,984,956	4,438.22	2,556,288,315	4.34
7	インド	株式	AAVAS FINANCIERS LTD	貯蓄・抵当・不動産金融	555,891	3,733.81	2,075,592,487	4,240.85	2,357,452,571	4.00
8	インド	株式	TECH MAHINDRA LTD	情報技術サービス	949,276	2,192.87	2,081,641,235	2,345.94	2,226,953,083	3.78
9	インド	株式	ENDURANCE TECHNOLOGIES LTD	自動車部品	675,000	2,446.31	1,651,263,974	2,778.55	1,875,525,637	3.18
10	インド	株式	STATE BANK OF INDIA	銀行	2,432,783	661.41	1,609,088,899	767.06	1,866,103,908	3.17
11	インド	株式	DIVIS LABORATORIES LTD	ライフサイエンス・ツール/サービス	232,475	7,733.99	1,797,960,953	7,835.35	1,821,525,200	3.09
12	インド	株式	LARSEN & TOUBRO INFOTECH LTD	情報技術サービス	168,444	8,314.86	1,400,588,530	10,234.70	1,723,974,733	2.93
13	インド	株式	GLAND PHARMA LTD	医薬品	305,927	5,934.02	1,815,379,537	5,497.90	1,681,956,665	2.85
14	インド	株式	HCL TECHNOLOGIES LTD	情報技術サービス	860,457	1,833.78	1,577,890,128	1,762.56	1,516,607,090	2.57
15	インド	株式	G R INFRAPROJECTS LTD	建設・土木	500,000	2,429.56	1,214,781,750	2,951.44	1,475,723,250	2.50
16	インド	株式	CLEAN SCIENCE & TECHNOLOGY LTD	化学	444,432	2,535.05	1,126,660,453	3,208.10	1,425,784,077	2.42
17	インド	株式	ZOMATO LTD	インターネット販売・通信販売	6,731,010	216.64	1,458,259,855	207.46	1,396,469,183	2.37
18	インド	株式	TATA STEEL LIMITED	金属・鉱業	622,748	2,213.90	1,378,708,024	1,988.38	1,238,264,650	2.10
19	インド	株式	MACROTECH DEVELOPERS LTD	不動産管理・開発	767,289	1,586.02	1,216,941,761	1,601.37	1,228,717,039	2.08
20	インド	株式	DABUR INDIA LTD	パーソナル用品	1,358,649	976.59	1,326,855,254	902.24	1,225,828,832	2.08
21	インド	株式	KRISHNA INSTITUTE OF MEDICAL	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	695,613	1,912.11	1,330,093,790	1,760.64	1,224,729,289	2.08
22	インド	株式	ANUPAM RASAYAN INDIA LTD	化学	959,105	1,149.64	1,102,627,390	1,240.98	1,190,233,000	2.02
23	インド	株式	TITAN CO LTD	繊維・アパレル・贅沢品	300,000	3,112.47	933,743,700	3,633.97	1,090,193,850	1.85
24	インド	株式	SANSERA ENGINEERING LTD	自動車部品	911,180	1,211.63	1,104,018,132	1,132.65	1,032,056,228	1.75
25	インド	株式	DEVYANI INTERNATIONAL LTD	ホテル・レストラン・レジャー	5,571,420	184.16	1,026,078,053	182.37	1,016,093,294	1.72
26	インド	株式	HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	家庭用品	261,439	4,300.29	1,124,264,694	3,656.16	955,863,991	1.62
27	インド	株式	RADICO KHAITAN LTD	飲料	548,947	1,364.48	749,031,494	1,732.72	951,174,191	1.61
28	インド	株式	VARUN BEVERAGES LTD	飲料	667,991	1,431.23	956,054,437	1,259.80	841,536,398	1.43
29	インド	株式	INDIGO PAINTS LTD	化学	196,095	3,962.92	777,110,660	3,656.92	717,105,590	1.21
30	インド	株式	HOME FIRST FINANCE CO INDIA	貯蓄・抵当・不動産金融	625,682	882.04	551,879,680	1,070.54	669,818,234	1.13

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	不動産管理・開発	2.08
		石油・ガス・消耗燃料	8.09
		化学	5.66
		金属・鉱業	2.10
		建設・土木	2.50
		自動車部品	4.94
		繊維・アパレル・贅沢品	1.85
		ホテル・レストラン・レジャー	1.72
		インターネット販売・通信販売	3.00
		飲料	3.04
		家庭用品	1.62
		パーソナル用品	2.08
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	2.41
		医薬品	2.85
		銀行	22.52
		保険	0.93
		情報技術サービス	17.22
		貯蓄・抵当・不動産金融	9.49
		ライフサイエンス・ツール/サービス	3.09
合　　計			97.28

（参考）野村アセアン株マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	シンガポール	株式	DBS GROUP HLDGS	銀行	31,500	2,573.09	81,052,436	2,672.83	84,194,416	8.22
2	シンガポール	株式	UNITED OVERSEAS BANK	銀行	33,500	2,175.80	72,889,374	2,265.40	75,891,034	7.41
3	インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA	銀行	1,040,000	52.81	54,924,480	59.73	62,127,000	6.07
4	アメリカ	株式	SEA LTD-ADR	娯楽	1,500	37,769.14	56,653,720	40,094.81	60,142,228	5.87
5	シンガポール	株式	SINGAPORE TECH ENGINEERING	航空宇宙・防衛	157,000	321.21	50,430,597	325.44	51,094,158	4.99
6	タイ	株式	PIT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	294,000	129.96	38,208,240	130.81	38,459,610	3.75
7	マレーシア	株式	RHB BANK BHD	銀行	200,000	149.41	29,883,004	155.72	31,144,122	3.04
8	インドネシア	株式	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	自動車	580,000	49.50	28,711,318	48.60	28,188,000	2.75
9	シンガポール	株式	SATS LTD	運送インフラ	76,000	335.58	25,504,391	354.18	26,917,733	2.63
10	フィリピン	株式	WILCON DEPOT INC	専門小売り	374,000	62.17	23,255,105	69.90	26,146,280	2.55

11	タイ	株式	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	315,000	76.95	24,239,250	82.76	26,070,660	2.54
12	インドネシア	株式	BANK JAGO TBK PT	銀行	197,832	120.08	23,756,161	120.28	23,796,222	2.32
13	インドネシア	株式	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	金属・鉱業	900,000	22.84	20,557,800	25.27	22,744,800	2.22
14	マレーシア	株式	SCIENTEX BHD	化学	156,000	125.28	19,545,129	126.66	19,758,971	1.93
15	タイ	株式	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフラ	88,000	207.76	18,283,320	219.73	19,336,680	1.88
16	タイ	株式	MINOR INTERNATIONAL PCL (F)	ホテル・レストラン・レジャー	170,000	109.21	18,566,110	110.29	18,750,150	1.83
17	フィリピン	株式	SM PRIME HLDGS	不動産管理・開発	245,000	75.63	18,530,195	75.51	18,500,339	1.80
18	フィリピン	株式	BDO UNIBANK INC	銀行	60,500	257.23	15,562,557	284.56	17,216,418	1.68
19	タイ	株式	WHA CORP PCL-FOREIGN	不動産管理・開発	1,430,000	10.60	15,160,860	11.55	16,530,228	1.61
20	ベトナム	株式	KINH BAC CITY DEVELOPMENT SH	不動産管理・開発	65,000	214.74	13,958,230	241.21	15,678,663	1.53
21	シンガポール	株式	SEMBICORP INDUSTRIES LTD	総合公益事業	90,000	160.60	14,454,630	172.44	15,519,708	1.51
22	フィリピン	株式	MONDE NISSIN CORP	食品	420,000	39.16	16,450,324	36.74	15,433,942	1.50
23	シンガポール	株式	CITY DEVELOPMENTS LTD	不動産管理・開発	24,000	563.81	13,531,563	620.45	14,890,805	1.45
24	タイ	株式	KASIKORNBANK PCL(F)	銀行	29,000	415.53	12,050,370	471.96	13,686,840	1.33
25	インドネシア	株式	CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	不動産管理・開発	1,500,000	8.33	12,495,364	8.78	13,182,750	1.28
26	ベトナム	株式	SSI SECURITIES CORP	資本市場	63,000	218.73	13,780,374	203.75	12,836,578	1.25
27	ベトナム	株式	IMEXPHARM PHARMACEUTICAL JSC	医薬品	33,985	353.07	11,999,281	365.56	12,423,584	1.21
28	ベトナム	株式	SAIGON CARGO SERVICE CORP	航空貨物・物流サービス	18,000	703.15	12,656,793	667.69	12,018,560	1.17
29	シンガポール	株式	WILMAR INTERNATIONAL LTD	食品	32,400	353.33	11,448,067	368.55	11,941,046	1.16
30	インドネシア	株式	BUKALAPAK.COM PT TBK	インターネット販売・通信販売	2,000,000	6.84	13,689,000	5.62	11,259,000	1.10

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	メディア	0.96
		娯楽	5.87
		不動産管理・開発	8.26
		石油・ガス・消耗燃料	3.75
		化学	3.04
		金属・鉱業	2.22
		航空宇宙・防衛	4.99
		建設・土木	0.53
		コングロマリット	0.63

		航空貨物・物流サービス	1.17
		運送インフラ	6.27
		自動車	2.75
		ホテル・レストラン・レジャー	1.83
		インターネット販売・通信販売	1.10
		専門小売り	2.55
		食品・生活必需品小売り	0.92
		食品	3.77
		パーソナル用品	0.54
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	3.18
		医薬品	1.21
		銀行	31.68
		保険	0.39
		電子装置・機器・部品	1.87
		各種電気通信サービス	1.70
		無線通信サービス	1.46
		総合公益事業	1.51
		資本市場	1.25
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	1.64
		専門サービス	0.73
合 計			97.90

（参考）野村豪州株マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	オーストラリア	株式	MACQUARIE GROUP LIMITED	資本市場	917	14,912.34	13,674,621	16,932.26	15,526,891	8.87
2	オーストラリア	株式	NATIONAL AUSTRALIA BANK	銀行	6,059	2,435.03	14,753,880	2,520.62	15,272,470	8.72
3	オーストラリア	株式	ARISTOCRAT LEISURE LTD	ホテル・レストラン・レジャー	3,653	4,009.03	14,645,007	4,104.89	14,995,187	8.56
4	オーストラリア	株式	BHP GROUP LIMITED	金属・鉱業	4,323	3,455.88	14,939,773	3,168.54	13,697,606	7.82
5	オーストラリア	投資証券	DEXUS/AU	—	13,795	908.51	12,532,907	955.18	13,176,768	7.52
6	オーストラリア	株式	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK	銀行	5,195	2,369.44	12,309,266	2,447.87	12,716,705	7.26
7	オーストラリア	株式	RIO TINTO LTD	金属・鉱業	1,475	9,021.67	13,306,964	7,939.32	11,710,509	6.69
8	オーストラリア	株式	WOOLWORTHS GROUP LTD	食品・生活必需品小売り	3,374	3,394.49	11,453,041	3,317.46	11,193,138	6.39
9	オーストラリア	株式	XERO LIMITED	ソフトウェア	841	12,771.65	10,740,966	13,192.84	11,095,181	6.33
10	オーストラリア	株式	IOOF HOLDINGS LTD	資本市場	25,103	382.58	9,604,089	359.47	9,023,976	5.15
11	オーストラリア	株式	FORTESCUE METALS GROUP LTD	金属・鉱業	6,734	1,563.72	10,530,153	1,199.97	8,080,610	4.61

12	オーストラリア	株式	QBE INSURANCE	保険	7,102	1,013.38	7,197,064	1,035.63	7,355,108	4.20
13	オーストラリア	株式	CSL LIMITED	バイオテクノロジー	282	25,899.53	7,303,668	25,663.30	7,237,052	4.13
14	オーストラリア	株式	AMCOR PLC-CDI	容器・包装	4,060	1,426.78	5,792,748	1,371.15	5,566,876	3.18
15	オーストラリア	株式	NEWCREST MINING	金属・鉱業	2,534	2,054.16	5,205,242	2,162.00	5,478,517	3.13
16	オーストラリア	株式	TREASURY WINE ESTATES LTD	飲料	3,328	1,033.07	3,438,061	1,003.11	3,338,366	1.90
17	オーストラリア	株式	UNITED MALT GRP LTD	食品	9,258	355.19	3,288,428	341.50	3,161,645	1.80
18	オーストラリア	株式	MINERAL RESOURCES LTD	金属・鉱業	848	4,549.96	3,858,370	3,284.94	2,785,633	1.59
19	オーストラリア	株式	ARISTOCRAT LEISURE LTD	ホテル・レストラン・レジャー	187	3,581.94	669,823	4,104.89	767,616	0.43

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	容器・包装	3.18
		金属・鉱業	23.85
		ホテル・レストラン・レジャー	9.00
		食品・生活必需品小売り	6.39
		飲料	1.90
		食品	1.80
		バイオテクノロジー	4.13
		銀行	15.99
		保険	4.20
		ソフトウェア	6.33
		資本市場	14.02
投資証券	—	—	7.52
合 計			98.38

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA	銀行	7,547,900	53.34	402,646,442	59.73	450,892,676	13.08
2	インドネシア	株式	BANK RAKYAT INDONESIA	銀行	10,308,372	31.46	324,312,582	34.34	354,030,728	10.27
3	インドネシア	株式	BANK MANDIRI	銀行	4,195,646	52.21	219,087,074	56.90	238,742,747	6.92
4	インドネシア	株式	TELEKOM INDONESIA PERSERO TBK	各種電気 通信サー ビス	7,741,730	27.58	213,536,492	30.37	235,155,049	6.82
5	インドネシア	株式	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	自動車	4,055,300	46.09	186,928,638	48.60	197,087,580	5.72
6	インドネシア	株式	BANK NEGARA INDONESIA PT	銀行	2,923,200	45.72	133,655,705	57.10	166,929,336	4.84

7	インドネシア	株式	BANK JAGO TBK PT	銀行	1,314,823	118.60	155,947,917	120.28	158,153,485	4.59
8	インドネシア	株式	ELANG MAHKOTA TEKNOLOGI TBK	メディア	8,602,800	15.46	133,069,333	15.43	132,745,505	3.85
9	インドネシア	株式	SURYA CITRA MEDIA PT TBK	メディア	6,189,200	16.59	102,687,905	17.98	111,294,194	3.23
10	インドネシア	株式	JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	運送インフラ	2,842,644	32.99	93,797,233	33.93	96,476,495	2.80
11	インドネシア	株式	PAKUWON JATI TBK PT	不動産管理・開発	22,258,100	4.03	89,878,404	3.95	87,981,818	2.55
12	インドネシア	株式	INDUSTRI JAMU DAN FARMASI SI	パーソナル用品	12,681,888	6.44	81,736,395	6.64	84,233,100	2.44
13	インドネシア	株式	MITRA ADIPERKASA TBK PT	複合小売り	11,541,900	5.87	67,779,808	7.12	82,270,663	2.38
14	インドネシア	株式	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	建設資材	846,700	87.07	73,726,403	94.16	79,727,389	2.31
15	インドネシア	株式	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	金属・鉱業	3,145,400	22.84	71,847,227	25.27	79,490,549	2.30
16	インドネシア	株式	CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	不動産管理・開発	8,963,883	7.89	70,792,266	8.78	78,779,086	2.28
17	インドネシア	株式	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	建設資材	1,038,700	72.09	74,879,883	71.48	74,248,873	2.15
18	インドネシア	株式	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	食品・生活必需品小売り	7,574,600	11.05	83,748,565	9.59	72,704,798	2.11
19	インドネシア	株式	MAYORA INDAH PT	食品	3,521,800	18.79	66,181,665	18.87	66,466,931	1.92
20	インドネシア	株式	SURYA ESA PERKASA TBK PT	石油・ガス・消耗燃料	24,098,400	2.51	60,644,243	2.67	64,415,023	1.86
21	インドネシア	株式	TOWER BERSAMA INFRASTRUCTURE	各種電気通信サービス	2,532,700	23.97	60,724,015	22.84	57,851,933	1.67
22	インドネシア	株式	SURYA SEMESTA INTERNUSA PT	建設・土木	14,097,300	3.94	55,587,137	3.90	55,038,679	1.59
23	インドネシア	株式	MITRA KELUARGA KARYASEHAT TB	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	3,043,500	19.43	59,165,639	17.90	54,481,693	1.58
24	インドネシア	株式	SARANA MENARA NUSANTARA PT	各種電気通信サービス	5,616,500	11.05	62,098,832	9.27	52,090,229	1.51
25	インドネシア	株式	BUKALAPAK.COM PT TBK	インターネット販売・通信販売	8,721,100	6.84	59,691,568	5.62	49,095,432	1.42
26	インドネシア	株式	BLUE BIRD TBK PT	陸運・鉄道	4,233,800	10.14	42,941,045	11.42	48,354,230	1.40
27	インドネシア	株式	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	食品	668,400	68.85	46,019,340	71.28	47,643,552	1.38
28	インドネシア	株式	ACE HARDWARE INDONESIA	専門小売り	3,624,100	11.28	40,905,782	11.42	41,390,846	1.20

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	メディア	7.08
		不動産管理・開発	4.84
		石油・ガス・消耗燃料	1.86
		建設資材	4.46

	金属・鉱業	2.30
	建設・土木	1.59
	陸運・鉄道	1.40
	運送インフラ	2.80
	自動車	5.72
	インターネット販売・通信販売	1.42
	複合小売り	2.38
	専門小売り	1.20
	食品・生活必需品小売り	2.11
	食品	3.31
	パーソナル用品	2.44
	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.58
	銀行	39.72
	各種電気通信サービス	10.01
合　　計		96.29

（参考）野村タイ株マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	タイ	株式	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	511,000	130.75	66,814,432	130.81	66,846,465	8.91
2	タイ	株式	CP ALL PCL-FOREIGN	食品・生活必需品小売り	292,000	212.11	61,938,923	219.73	64,162,620	8.56
3	タイ	株式	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	700,000	77.01	53,907,088	82.76	57,934,800	7.73
4	タイ	株式	ADVANCED INFO SERVICE (F)	無線通信サービス	85,000	651.11	55,344,807	648.09	55,087,650	7.35
5	タイ	株式	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフラ	230,000	209.78	48,251,616	219.73	50,539,050	6.74
6	タイ	株式	SIAM CEMENT PUBLIC (F)	建設資材	34,000	1,409.04	47,907,360	1,361.16	46,279,440	6.17
7	タイ	株式	PTT EXPLORATION & PRODUCTION (F)	石油・ガス・消耗燃料	77,000	381.23	29,355,432	405.27	31,205,790	4.16
8	タイ	株式	MINOR INTERNATIONAL PCL (F)	ホテル・レストラン・レジャー	266,000	110.23	29,321,489	110.29	29,338,470	3.91
9	タイ	株式	GULF ENERGY DEVELOPMENT-FOREIGN	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	177,000	144.08	25,503,457	150.48	26,634,960	3.55
10	タイ	株式	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-FOREIGN	化学	120,000	207.27	24,873,595	212.89	25,547,400	3.40
11	タイ	株式	ENERGY ABSOLUTE PCL-FOREIGN	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	103,000	228.66	23,552,012	224.86	23,161,095	3.09
12	タイ	株式	HOME PRODUCT CENTER PCL(F)	専門小売り	390,000	47.14	18,385,230	49.93	19,473,480	2.59

13	タイ	株式	SIAM COMMERCIAL BANK (F)	銀行	36,000	363.92	13,101,164	418.95	15,082,200	2.01
14	タイ	株式	SCG PACKAGING PCL-FOREIGN	容器・包装	65,000	225.72	14,671,800	218.88	14,227,200	1.89
15	タイ	株式	WHA CORP PCL-FOREIGN	不動産管理・開発	1,120,000	10.80	12,098,373	11.55	12,946,752	1.72
16	タイ	株式	JMT NETWORK SERVICES PCL-F	消費者金融	77,000	162.45	12,508,650	167.58	12,903,660	1.72
17	タイ	株式	SYNNEX THAILAND PCL-FOREIGN	電子装置・機器・部品	122,000	91.48	11,161,170	83.79	10,222,380	1.36
18	タイ	株式	LAND & HOUSES PUB - NVDR	不動産管理・開発	350,000	27.41	9,594,244	28.72	10,054,800	1.34
19	タイ	株式	KASIKORNBANK PCL(F)	銀行	21,000	424.89	8,922,731	471.96	9,911,160	1.32
20	タイ	株式	CENTRAL RETAIL CORP-FOREIGN	複合小売り	78,000	114.69	8,946,322	116.28	9,069,840	1.21
21	タイ	株式	ORIGIN PROPERTY PCL-F	不動産管理・開発	240,000	35.15	8,437,919	37.62	9,028,800	1.20
22	タイ	株式	KCE ELECTRONICS PCL-FOREIGN	電子装置・機器・部品	30,000	271.03	8,131,050	298.39	8,951,850	1.19
23	タイ	株式	BANGKOK BANK(F)	銀行	21,000	384.75	8,079,750	417.24	8,762,040	1.16
24	タイ	株式	SUPALAI PUBLIC CO LTD-FOR	不動産管理・開発	110,000	70.79	7,787,340	77.97	8,577,360	1.14
25	タイ	株式	JWD INFOLOGISTICS PCL/F	航空貨物・物流サービス	160,000	52.15	8,344,893	50.27	8,043,840	1.07
26	タイ	株式	BUSINESS ONLINE PCL-F	専門サービス	180,000	40.70	7,326,857	44.46	8,002,800	1.06
27	タイ	株式	NR INSTANT PRODUCE-FOREIGN	食品	253,000	30.60	7,744,077	29.75	7,527,762	1.00
28	タイ	株式	TRUE CORP PCL(F)	各種電気通信サービス	520,000	14.08	7,325,006	13.81	7,184,736	0.95
29	タイ	株式	HANA MICROELECTRONICS PCL-FOREIG	電子装置・機器・部品	26,000	259.92	6,757,920	276.16	7,180,290	0.95
30	タイ	株式	KIATNAKIN PHATRA BANK-FOREIGN	銀行	30,000	185.35	5,560,650	205.20	6,156,000	0.82

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	不動産管理・開発	5.41
		石油・ガス・消耗燃料	13.64
		化学	3.40
		建設資材	6.17
		容器・包装	1.89
		航空貨物・物流サービス	1.07
		運送インフラ	6.74
		自動車部品	0.79
		ホテル・レストラン・レジャー	3.91
		複合小売り	1.21
		専門小売り	3.49
		食品・生活必需品小売り	8.56
		飲料	0.56
		食品	1.46
		パーソナル用品	0.79

		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	7.73
		医薬品	0.67
		銀行	6.03
		ソフトウェア	1.00
		電子装置・機器・部品	3.51
		各種電気通信サービス	0.95
		無線通信サービス	7.35
		消費者金融	1.72
		各種消費者サービス	0.52
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	8.08
		専門サービス	1.06
新株予約権証券	—	—	0.02
合 計			97.85

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	フィリピン	株式	SM PRIME HLDGS	不動産管理・開発	1,740,075	75.12	130,726,506	75.51	131,395,830	13.16
2	フィリピン	株式	AYALA LAND LTD	不動産管理・開発	1,275,000	77.30	98,562,792	79.88	101,848,218	10.20
3	フィリピン	株式	BDO UNIBANK INC	銀行	318,002	257.23	81,800,405	284.56	90,493,479	9.06
4	フィリピン	株式	AYALA CORPORATION	コングロマリット	44,503	1,823.92	81,170,348	1,904.59	84,760,191	8.49
5	フィリピン	株式	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	運送インフラ	180,000	425.73	76,631,940	423.49	76,228,614	7.63
6	フィリピン	株式	SM INVESTMENTS CORP	コングロマリット	33,007	2,274.31	75,068,167	2,222.77	73,367,115	7.34
7	フィリピン	株式	WILCON DEPOT INC	専門小売り	808,000	62.17	50,240,976	69.90	56,487,151	5.65
8	フィリピン	株式	METROPOLITAN BANK & TRUST	銀行	470,002	101.72	47,812,259	107.77	50,655,720	5.07
9	フィリピン	株式	AC ENERGY CORP	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	1,405,765	22.76	32,002,960	27.56	38,743,741	3.88
10	フィリピン	株式	BANK OF PHILIPPINE ISLANDS	銀行	196,000	188.63	36,971,580	194.82	38,186,458	3.82
11	フィリピン	株式	GLOBE TELECOM INC	無線通信サービス	5,550	6,412.88	35,591,503	6,659.36	36,959,450	3.70
12	フィリピン	株式	JG SUMMIT HOLDINGS INC	コングロマリット	245,000	146.76	35,957,633	139.59	34,200,924	3.42
13	フィリピン	株式	UNIVERSAL ROBINA CORP	食品	73,000	325.79	23,783,238	309.44	22,589,169	2.26
14	フィリピン	株式	PLDT INC	無線通信サービス	5,100	3,531.85	18,012,466	3,795.74	19,358,304	1.93
15	フィリピン	株式	METRO PACIFIC INVESTMENTS CO	各種金融サービス	2,100,000	8.73	18,351,333	8.49	17,833,731	1.78
16	フィリピン	株式	MONDE NISSIN CORP	食品	468,500	39.16	18,349,943	36.74	17,216,194	1.72

17	フィリピン	株式	CONVERGE ICT SOLUTIONS INC	各種電気通信サービス	224,000	72.37	16,211,913	73.60	16,487,967	1.65
18	フィリピン	株式	ALLHOME CORP	専門小売り	700,000	20.27	14,194,834	23.48	16,437,775	1.64
19	フィリピン	株式	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	ホテル・レストラン・レジャー	21,000	458.44	9,627,392	540.45	11,349,594	1.13
20	フィリピン	株式	CENTURY PACIFIC FOOD INC	食品	180,000	60.83	10,950,301	60.49	10,889,802	1.09
21	フィリピン	株式	ROBINSONS LAND CO	不動産管理・開発	270,000	37.64	10,163,815	38.09	10,284,813	1.03
22	フィリピン	株式	PILIPINAS SHELL PETROLEUM	石油・ガス・消耗燃料	100,000	44.23	4,423,141	50.52	5,052,778	0.50
23	フィリピン	株式	D&L INDUSTRIES INC	化学	270,000	18.32	4,948,810	18.41	4,973,010	0.49
24	フィリピン	株式	BLOOMBERRY RESORTS CORP	ホテル・レストラン・レジャー	310,000	13.93	4,320,518	15.23	4,723,396	0.47
25	フィリピン	株式	GT CAPITAL HOLDINGS INC	コングロマリット	3,707	1,272.71	4,717,964	1,233.50	4,572,604	0.45

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	不動産管理・開発	24.39
		石油・ガス・消耗燃料	0.50
		化学	0.49
		コングロマリット	19.72
		運送インフラ	7.63
		ホテル・レストラン・レジャー	1.61
		専門小売り	7.30
		食品	5.07
		銀行	17.96
		各種金融サービス	1.78
		各種電気通信サービス	1.65
		無線通信サービス	5.64
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	3.88
合　　計		97.68	

（参考）野村マネー マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	特殊債券	東日本高速道路 第40回	560,000,000	100.01	560,076,308	100.01	560,076,308	0.07	2021/12/20	6.46
2	日本	社債券	N T Tファイナンス 第1回社債間限定同順位特約付	500,000,000	100.01	500,057,439	100.01	500,057,439	0.05	2021/12/20	5.77
3	日本	特殊債券	首都高速道路 第19回	500,000,000	100.01	500,055,685	100.01	500,055,685	0.07	2021/12/20	5.77

4	日本	特殊債券	日本学生支援債券 財投機関債第57回	500,000,000	100.00	500,005,000	100.00	500,005,000	0.001	2021/11/19	5.77
5	日本	特殊債券	阪神高速道路第19回	460,000,000	100.01	460,052,404	100.01	460,052,404	0.02	2021/12/20	5.31
6	日本	地方債証券	新潟県 公募平成23年度第1回	400,000,000	100.08	400,347,240	100.08	400,347,240	1.02	2021/11/30	4.62
7	日本	社債券	中部電力 第522回	300,000,000	100.06	300,204,180	100.06	300,204,180	0.13	2022/4/25	3.46
8	日本	特殊債券	鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第94回	200,000,000	100.00	200,008,000	100.00	200,008,000	0.001	2021/12/20	2.30
9	日本	特殊債券	成田国際空港第11回	100,000,000	100.32	100,327,120	100.32	100,327,120	1.067	2022/2/18	1.15
10	日本	地方債証券	共同発行市場地方債 公募第107回	100,000,000	100.32	100,325,584	100.32	100,325,584	1.01	2022/2/25	1.15
11	日本	地方債証券	東京都 公募第702回	100,000,000	100.15	100,153,965	100.15	100,153,965	1.04	2021/12/20	1.15
12	日本	特殊債券	しんきん中金債券 利付第328回	100,000,000	100.02	100,029,364	100.02	100,029,364	0.06	2022/3/25	1.15
13	日本	社債券	関西電力 第525回	100,000,000	100.02	100,023,661	100.02	100,023,661	0.14	2021/12/20	1.15
14	日本	社債券	北陸電力 第325回	100,000,000	100.01	100,011,370	100.01	100,011,370	0.14	2021/11/26	1.15
15	日本	特殊債券	しんきん中金債券 利付第324回	100,000,000	100.00	100,005,000	100.00	100,005,000	0.03	2021/11/26	1.15
16	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第152回	77,000,000	100.19	77,148,610	100.19	77,148,610	1.1	2021/12/28	0.89
17	日本	地方債証券	広島市 公募平成23年度第5回	60,000,000	100.33	60,201,888	100.33	60,201,888	1.01	2022/2/25	0.69
18	日本	特殊債券	中日本高速道路社債 第42回	50,000,000	100.36	50,181,350	100.36	50,181,350	0.942	2022/3/18	0.57
19	日本	特殊債券	しんきん中金債券 利付第331回	50,000,000	100.06	50,030,754	100.06	50,030,754	0.08	2022/6/27	0.57
20	日本	特殊債券	福祉医療機構債券 第55回財投機関債	50,000,000	100.00	50,002,500	100.00	50,002,500	0.001	2021/12/20	0.57
21	日本	特殊債券	政保 地方公共団体金融機構債券（8年）第2回	30,000,000	100.08	30,026,377	100.08	30,026,377	0.502	2021/12/24	0.34
22	日本	特殊債券	商工債券 利付第802回い号	30,000,000	100.00	30,002,124	100.00	30,002,124	0.06	2022/3/25	0.34

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
地方債証券	7.63
特殊債券	32.42
社債券	11.55
合 計	51.60

②【投資不動産物件】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

該当事項はありません。

（参考）野村インド株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村アセアン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村豪州株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村タイ株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

該当事項はありません。

（参考）野村インド株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村アセアン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村豪州株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村タイ株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

2021年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第3計算期間	(2012年 9月12日)	4,925	4,925	0.8241	0.8241
第4計算期間	(2013年 9月12日)	3,495	3,495	0.9435	0.9435
第5計算期間	(2014年 9月12日)	6,198	6,282	1.4796	1.4996
第6計算期間	(2015年 9月14日)	12,375	12,664	1.7084	1.7484
第7計算期間	(2016年 9月12日)	11,617	11,862	1.6609	1.6959
第8計算期間	(2017年 9月12日)	105,846	108,864	2.2797	2.3447
第9計算期間	(2018年 9月12日)	105,596	108,546	2.1480	2.2080
第10計算期間	(2019年 9月12日)	81,116	83,065	1.8728	1.9178
第11計算期間	(2020年 9月14日)	56,197	57,479	1.7546	1.7946
第12計算期間	(2021年 9月13日)	56,864	58,702	2.6284	2.7134
	2020年10月末日	53,864	—	1.7421	—
	11月末日	56,124	—	1.8762	—
	12月末日	57,949	—	2.0078	—
	2021年 1月末日	56,040	—	2.0063	—

2月末日	59,211	—	2.2038	—
3月末日	58,530	—	2.2782	—
4月末日	54,540	—	2.2013	—
5月末日	56,244	—	2.3358	—
6月末日	55,911	—	2.4013	—
7月末日	57,584	—	2.5262	—
8月末日	59,172	—	2.6919	—
9月末日	58,443	—	2.6708	—
10月末日	58,948	—	2.7825	—

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

2021年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第3計算期間 (2012年 9月12日)	1,441	1,473	1.1328	1.1578
第4計算期間 (2013年 9月12日)	3,776	3,835	1.4026	1.4246
第5計算期間 (2014年 9月12日)	2,737	2,788	1.6119	1.6419
第6計算期間 (2015年 9月14日)	1,867	1,895	1.3370	1.3570
第7計算期間 (2016年 9月12日)	1,398	1,414	1.3079	1.3229
第8計算期間 (2017年 9月12日)	1,341	1,364	1.4793	1.5043
第9計算期間 (2018年 9月12日)	1,366	1,385	1.4135	1.4335
第10計算期間 (2019年 9月12日)	1,682	1,711	1.4467	1.4717
第11計算期間 (2020年 9月14日)	928	932	1.1312	1.1362
第12計算期間 (2021年 9月13日)	917	932	1.5109	1.5359
2020年10月末日	859	—	1.1023	—
11月末日	995	—	1.2749	—
12月末日	998	—	1.3183	—
2021年 1月末日	989	—	1.3174	—
2月末日	1,052	—	1.4105	—
3月末日	1,068	—	1.4443	—
4月末日	1,048	—	1.4459	—
5月末日	1,061	—	1.4673	—
6月末日	1,058	—	1.4928	—
7月末日	1,038	—	1.4725	—
8月末日	924	—	1.5419	—
9月末日	925	—	1.5145	—
10月末日	1,025	—	1.6110	—

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

2021年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第3計算期間	(2012年 9月12日)	578	578	0.9630	0.9630
第4計算期間	(2013年 9月12日)	325	330	1.3402	1.3582
第5計算期間	(2014年 9月12日)	199	203	1.5388	1.5688
第6計算期間	(2015年 9月14日)	285	288	1.2719	1.2869
第7計算期間	(2016年 9月12日)	182	184	1.2135	1.2285
第8計算期間	(2017年 9月12日)	265	270	1.5386	1.5686
第9計算期間	(2018年 9月12日)	244	248	1.4262	1.4462
第10計算期間	(2019年 9月12日)	244	249	1.5336	1.5636
第11計算期間	(2020年 9月14日)	512	521	1.4623	1.4873
第12計算期間	(2021年 9月13日)	535	549	1.9459	1.9959
	2020年10月末日	587	—	1.3951	—
	11月末日	683	—	1.6247	—
	12月末日	606	—	1.7156	—
	2021年 1月末日	596	—	1.6910	—
	2月末日	640	—	1.8516	—
	3月末日	640	—	1.8508	—
	4月末日	547	—	1.9869	—
	5月末日	548	—	2.0169	—
	6月末日	550	—	2.0161	—
	7月末日	557	—	2.0141	—
	8月末日	548	—	1.9935	—
	9月末日	160	—	1.8100	—
	10月末日	175	—	1.9804	—

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

2021年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第2計算期間	(2012年 9月12日)	6,865	6,865	0.9951	0.9951
第3計算期間	(2013年 9月12日)	3,156	3,181	1.1262	1.1352
第4計算期間	(2014年 9月12日)	3,079	3,124	1.3735	1.3935
第5計算期間	(2015年 9月14日)	2,306	2,317	1.0629	1.0679
第6計算期間	(2016年 9月12日)	3,673	3,718	1.2331	1.2481
第7計算期間	(2017年 9月12日)	5,770	5,854	1.3868	1.4068
第8計算期間	(2018年 9月12日)	4,765	4,804	1.1985	1.2085
第9計算期間	(2019年 9月12日)	3,755	3,811	1.3587	1.3787
第10計算期間	(2020年 9月14日)	2,129	2,129	1.0142	1.0142

第11計算期間	(2021年 9月13日)	2,742	2,782	1.3904	1.4104
	2020年10月末日	2,109	—	1.0418	—
	11月末日	2,412	—	1.2140	—
	12月末日	2,470	—	1.2649	—
	2021年 1月末日	2,495	—	1.2622	—
	2月末日	2,548	—	1.3225	—
	3月末日	2,418	—	1.2873	—
	4月末日	2,421	—	1.2873	—
	5月末日	2,673	—	1.3066	—
	6月末日	2,624	—	1.2980	—
	7月末日	2,743	—	1.3761	—
	8月末日	2,756	—	1.3957	—
	9月末日	2,708	—	1.3813	—
	10月末日	3,452	—	1.5185	—

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

2021年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第2計算期間	(2012年 9月12日)	592	597	1.0466	1.0556
第3計算期間	(2013年 9月12日)	2,913	2,956	1.4225	1.4435
第4計算期間	(2014年 9月12日)	1,731	1,764	1.5970	1.6270
第5計算期間	(2015年 9月14日)	1,215	1,232	1.3822	1.4022
第6計算期間	(2016年 9月12日)	917	928	1.2962	1.3112
第7計算期間	(2017年 9月12日)	866	881	1.6520	1.6820
第8計算期間	(2018年 9月12日)	1,123	1,146	1.6906	1.7256
第9計算期間	(2019年 9月12日)	862	879	1.6983	1.7333
第10計算期間	(2020年 9月14日)	554	558	1.2208	1.2308
第11計算期間	(2021年 9月13日)	628	637	1.3749	1.3949
	2020年10月末日	495	—	1.1307	—
	11月末日	555	—	1.3443	—
	12月末日	561	—	1.3496	—
	2021年 1月末日	571	—	1.3618	—
	2月末日	587	—	1.4203	—
	3月末日	620	—	1.5166	—
	4月末日	588	—	1.4909	—
	5月末日	569	—	1.4566	—
	6月末日	557	—	1.4274	—
	7月末日	613	—	1.3264	—
	8月末日	660	—	1.4406	—

9月末日	630	—	1.3651	—
10月末日	750	—	1.4309	—

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

2021年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第2計算期間	(2012年 9月12日)	405	414	1.1400	1.1660
第3計算期間	(2013年 9月12日)	3,795	3,873	1.6441	1.6781
第4計算期間	(2014年 9月12日)	2,955	3,033	2.0752	2.1302
第5計算期間	(2015年 9月14日)	2,244	2,311	2.1756	2.2406
第6計算期間	(2016年 9月12日)	1,641	1,683	1.9279	1.9779
第7計算期間	(2017年 9月12日)	3,356	3,439	2.0109	2.0609
第8計算期間	(2018年 9月12日)	2,672	2,733	1.7337	1.7737
第9計算期間	(2019年 9月12日)	2,020	2,071	1.7992	1.8442
第10計算期間	(2020年 9月14日)	991	1,002	1.3391	1.3541
第11計算期間	(2021年 9月13日)	945	962	1.6501	1.6801
	2020年10月末日	912	—	1.3605	—
	11月末日	1,001	—	1.5123	—
	12月末日	1,004	—	1.5889	—
	2021年 1月末日	967	—	1.5304	—
	2月末日	949	—	1.5228	—
	3月末日	921	—	1.5512	—
	4月末日	904	—	1.5380	—
	5月末日	943	—	1.6061	—
	6月末日	996	—	1.6764	—
	7月末日	873	—	1.5113	—
	8月末日	936	—	1.6318	—
	9月末日	944	—	1.6359	—
	10月末日	1,000	—	1.7327	—

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

2021年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第3計算期間	(2012年 9月12日)	57	57	1.0002	1.0012
第4計算期間	(2013年 9月12日)	203	203	1.0009	1.0009
第5計算期間	(2014年 9月12日)	664	664	1.0006	1.0016
第6計算期間	(2015年 9月14日)	1,832	1,832	1.0011	1.0011

第7計算期間	(2016年 9月12日)	86	86	1.0012	1.0012
第8計算期間	(2017年 9月12日)	59	59	1.0009	1.0009
第9計算期間	(2018年 9月12日)	86	86	1.0006	1.0006
第10計算期間	(2019年 9月12日)	101	101	1.0005	1.0005
第11計算期間	(2020年 9月14日)	84	84	1.0002	1.0002
第12計算期間	(2021年 9月13日)	95	95	1.0000	1.0000
	2020年10月末日	91	—	1.0002	—
	11月末日	216	—	1.0002	—
	12月末日	255	—	1.0001	—
	2021年 1月末日	261	—	1.0001	—
	2月末日	231	—	1.0001	—
	3月末日	199	—	1.0001	—
	4月末日	117	—	1.0001	—
	5月末日	114	—	1.0001	—
	6月末日	106	—	1.0001	—
	7月末日	105	—	1.0000	—
	8月末日	103	—	1.0000	—
	9月末日	84	—	1.0000	—
	10月末日	85	—	1.0000	—

②【分配の推移】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0000円
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0000円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0200円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0400円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0350円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0650円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0600円
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0450円
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0400円
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0850円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0250円
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0220円

第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0300円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0200円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0150円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0250円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0200円
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0250円
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0050円
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0250円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0000円
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0180円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0300円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0150円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0150円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0300円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0200円
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0300円
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0250円
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0500円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0000円
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0090円
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0200円
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0050円
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0150円
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0200円
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0100円
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0200円
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0000円
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0200円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
--	------	-----------

第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0090円
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0210円
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0300円
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0200円
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0150円
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0300円
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0350円
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0350円
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0100円
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0200円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0260円
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0340円
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0550円
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0650円
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0500円
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0500円
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0400円
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0450円
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0150円
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0300円

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

	計算期間	1口当たりの分配金
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.0010円
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0000円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0010円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0000円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0000円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0000円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0000円
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0000円
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0000円
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0000円

③【収益率の推移】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）

	計算期間	収益率
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	△9.5%
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	14.5%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	58.9%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	18.2%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	△0.7%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	41.2%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	△3.1%
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	△10.7%
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	△4.2%
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	54.6%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

	計算期間	収益率
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	3.5%
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	25.8%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	17.1%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	△15.8%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	△1.1%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	15.0%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	△3.1%
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	4.1%
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	△21.5%
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	35.8%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

	計算期間	収益率
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	3.2%
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	41.0%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	17.1%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	△16.4%

第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	△3.4%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	29.3%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	△6.0%
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	9.6%
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	△3.0%
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	36.5%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

	計算期間	収益率
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	△4.8%
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	14.1%
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	23.7%
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	△22.2%
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	17.4%
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	14.1%
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	△12.9%
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	15.0%
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	△25.4%
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	39.1%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

	計算期間	収益率
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	14.8%
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	37.9%
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	14.4%
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	△12.2%
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	△5.1%
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	29.8%
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	4.5%
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	2.5%
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	△27.5%
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	14.3%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

	計算期間	収益率
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	24.3%
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	47.2%
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	29.6%
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	8.0%
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	△9.1%
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	6.9%
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	△11.8%
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	6.4%
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	△24.7%
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	25.5%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

	計算期間	収益率
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	0.1%
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.1%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.1%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	△0.0%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	△0.0%
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	△0.0%
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	△0.0%
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	△0.0%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	1,534,413,806	2,750,683,297	5,976,698,729
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	1,098,756,616	3,371,095,543	3,704,359,802

第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	2,252,014,020	1,766,697,543	4,189,676,279
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	5,811,057,108	2,757,084,246	7,243,649,141
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	2,121,142,597	2,369,984,603	6,994,807,135
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	41,814,521,361	2,380,122,892	46,429,205,604
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	13,067,380,869	10,335,431,574	49,161,154,899
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	4,705,468,601	10,552,965,557	43,313,657,943
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	2,644,239,504	13,929,566,421	32,028,331,026
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	946,444,077	11,340,554,092	21,634,221,011

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	596,090,217	614,573,739	1,272,663,959
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	3,547,598,370	2,127,898,558	2,692,363,771
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	316,019,976	1,309,729,772	1,698,653,975
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	370,257,682	672,324,884	1,396,586,773
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	103,138,191	430,095,447	1,069,629,517
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	205,795,333	368,514,201	906,910,649
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	608,974,650	549,345,370	966,539,929
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	521,389,610	324,852,824	1,163,076,715
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	100,690,568	442,667,227	821,100,056
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	39,764,201	253,809,928	607,054,329

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	194,883,806	346,343,726	601,059,376
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	73,881,929	431,821,545	243,119,760
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	166,750,209	280,285,846	129,584,123
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	134,698,880	40,075,651	224,207,352
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	10,952,856	84,810,113	150,350,095
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	43,473,808	21,315,805	172,508,098
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	42,848,429	43,850,585	171,505,942
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	16,374,587	28,239,557	159,640,972
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	226,228,087	35,078,855	350,790,204
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	98,220,930	173,713,357	275,297,777

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	8,730,581,912	4,840,282,115	6,899,197,923
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	2,512,441,242	6,608,697,638	2,802,941,527
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	1,117,450,429	1,678,049,247	2,242,342,709
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	1,273,773,890	1,346,083,061	2,170,033,538
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	1,414,971,456	605,530,653	2,979,474,341
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	3,300,542,142	2,118,730,174	4,161,286,309
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	2,087,655,755	2,273,261,784	3,975,680,280
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	791,315,790	2,002,710,848	2,764,285,222
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	385,329,869	1,049,976,190	2,099,638,901
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	406,945,843	534,043,543	1,972,541,201

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	541,007,079	374,808,564	565,876,158
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	3,637,021,780	2,154,538,115	2,048,359,823
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	508,045,029	1,472,126,686	1,084,278,166
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	515,774,907	720,831,243	879,221,830
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	63,340,338	234,670,176	707,891,992
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	37,550,570	221,119,082	524,323,480
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	537,024,318	396,690,926	664,656,872
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	45,159,941	202,165,315	507,651,498
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	22,510,451	76,044,785	454,117,164
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	91,608,808	88,548,141	457,177,831

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第2計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	308,957,677	344,574,527	355,514,923
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	4,118,230,011	2,165,296,927	2,308,448,007
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	1,242,050,772	2,126,329,233	1,424,169,546
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	452,872,580	845,506,186	1,031,535,940
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	278,216,644	458,468,161	851,284,423
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	1,188,817,023	371,018,422	1,669,083,024

第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	768,776,013	896,503,148	1,541,355,889
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	311,013,721	729,282,482	1,123,087,128
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	100,315,961	483,154,786	740,248,303
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	58,756,276	226,088,708	572,915,871

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3計算期間	2011年 9月13日～2012年 9月12日	230,169,292	219,366,913	57,063,267
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	956,621,533	810,608,784	203,076,016
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	1,129,813,378	669,295,362	663,594,032
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	2,193,521,798	1,026,171,942	1,830,943,888
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	664,628,465	2,409,076,490	86,495,863
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	190,094,251	216,953,378	59,636,736
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	745,246,922	718,572,692	86,310,966
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	113,803,494	98,680,383	101,434,077
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	136,411,284	153,806,748	84,038,613
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	267,139,804	255,962,449	95,215,968

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

《参考情報》



運用実績（2021年10月29日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次）



■ ノムラ・アセアン・フォーカス



■ ノムラ・豪州・フォーカス



■ ノムラ・インドネシア・フォーカス



■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

■ ノムラ・印度・フォーカス

2021年9月	850 円
2020年9月	400 円
2019年9月	450 円
2018年9月	600 円
2017年9月	650 円
設定来累計	4,130 円

■ ノムラ・アセアン・フォーカス

2021年9月	250 円
2020年9月	50 円
2019年9月	250 円
2018年9月	200 円
2017年9月	250 円
設定来累計	2,610 円

■ ノムラ・豪州・フォーカス

2021年9月	500 円
2020年9月	250 円
2019年9月	300 円
2018年9月	200 円
2017年9月	300 円
設定来累計	2,330 円

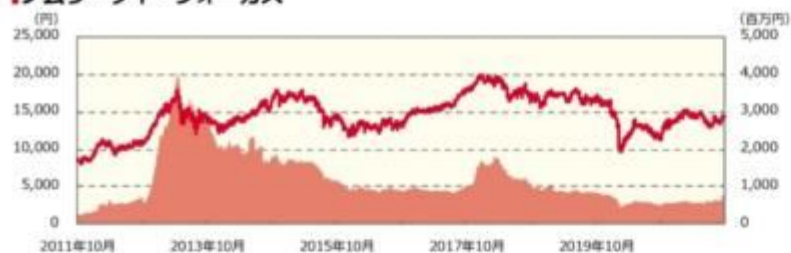
■ ノムラ・インドネシア・フォーカス

2021年9月	200 円
2020年9月	0 円
2019年9月	200 円
2018年9月	100 円
2017年9月	200 円
設定来累計	1,280 円



運用実績（2021年10月29日現在）

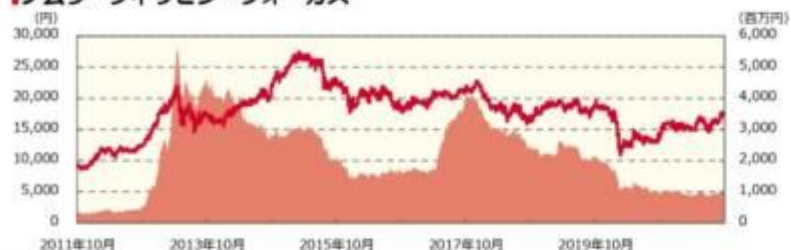
ノムラ・タイ・フォーカス



ノムラ・タイ・フォーカス

2021年9月	200 円
2020年9月	100 円
2019年9月	350 円
2018年9月	350 円
2017年9月	300 円
設定来累計	2,250 円

ノムラ・フィリピン・フォーカス



ノムラ・フィリピン・フォーカス

2021年9月	300 円
2020年9月	150 円
2019年9月	450 円
2018年9月	400 円
2017年9月	500 円
設定来累計	4,100 円

マネーボール・ファンド



マネーボール・ファンド

2021年9月	0 円
2020年9月	0 円
2019年9月	0 円
2018年9月	0 円
2017年9月	0 円
設定来累計	40 円

■ 主要な資産の状況

ノムラ・印度・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	ICICI BANK LTD	銀行	9.0
2	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	8.1
3	MPHASIS LTD	情報技術サービス	7.0
4	HDFC BANK LIMITED	銀行	5.9
5	AU SMALL FINANCE BANK LTD	銀行	4.4
6	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	貯蓄・抵当・不動産金融	4.3
7	AAVAS FINANCIERS LTD	貯蓄・抵当・不動産金融	4.0
8	TECH MAHINDRA LTD	情報技術サービス	3.8
9	ENDURANCE TECHNOLOGIES LTD	自動車部品	3.2
10	STATE BANK OF INDIA	銀行	3.2



運用実績（2021年10月29日現在）

ノムラ・アセアン・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	DBS GROUP HLDGS	銀行	8.2
2	UNITED OVERSEAS BANK	銀行	7.4
3	BANK CENTRAL ASIA	銀行	6.1
4	SEA LTD-ADR	娯楽	5.9
5	SINGAPORE TECH ENGINEERING	航空宇宙・防衛	5.0
6	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	3.7
7	RHB BANK BHD	銀行	3.0
8	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	自動車	2.7
9	SATS LTD	運送インフラ	2.6
10	WILCON DEPOT INC	専門小売り	2.5

実質的な国/地域別投資比率（上位）

順位	国/地域	投資比率（%）
1	シンガポール	28.9
2	インドネシア	19.3
3	タイ	15.5
4	マレーシア	11.0
5	フィリピン	9.0

※組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。

ノムラ・豪州・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	MACQUARIE GROUP LIMITED	資本市場	8.9
2	NATIONAL AUSTRALIA BANK	銀行	8.7
3	ARISTOCRAT LEISURE LTD	ホテル・レストラン・レジャー	8.5
4	BHP GROUP LIMITED	金属・鉱業	7.8
5	DEXUS/AU	—	7.5
6	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK	銀行	7.2
7	RIO TINTO LTD	金属・鉱業	6.7
8	WOOLWORTHS GROUP LTD	食品・生活必需品小売り	6.4
9	XERO LIMITED	ソフトウェア	6.3
10	IOOF HOLDINGS LTD	資本市場	5.1

ノムラ・インドネシア・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	BANK CENTRAL ASIA	銀行	13.1
2	BANK RAKYAT INDONESIA	銀行	10.2
3	BANK MANDIRI	銀行	6.9
4	TELEKOM INDONESIA PERSERO TBK	各種電気通信サービス	6.8
5	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	自動車	5.7
6	BANK NEGARA INDONESIA PT	銀行	4.8
7	BANK JAGO TBK PT	銀行	4.6
8	ELANG MAHKOTA TEKNOLOGI TBK	メディア	3.8
9	SURYA CITRA MEDIA PT TBK	メディア	3.2
10	JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	運送インフラ	2.8



運用実績（2021年10月29日現在）

ノムラ・タイ・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	8.9
2	CP ALL PCL-FOREIGN	食品・生活必需品小売り	8.5
3	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	7.7
4	ADVANCED INFO SERVICE (F)	無線通信サービス	7.3
5	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフラ	6.7
6	SIAM CEMENT PUBLIC (F)	建設資材	6.2
7	PTT EXPLORATION & PRODUCTION (F)	石油・ガス・消耗燃料	4.2
8	MINOR INTERNATIONAL PCL (F)	ホテル・レストラン・レジャー	3.9
9	GULF ENERGY DEVELOPM-FOREIGN	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	3.5
10	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-FOREIGN	化学	3.4

ノムラ・フィリピン・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	SM PRIME HLDGS	不動産管理・開発	13.1
2	AYALA LAND LTD	不動産管理・開発	10.2
3	BDO UNIBANK INC	銀行	9.0
4	AYALA CORPORATION	コングロマリット	8.5
5	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	運送インフラ	7.6
6	SM INVESTMENTS CORP	コングロマリット	7.3
7	WILCON DEPOT INC	専門小売り	5.6
8	METROPOLITAN BANK & TRUST	銀行	5.1
9	AC ENERGY CORP	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	3.9
10	BANK OF PHILIPPINE ISLANDS	銀行	3.8

マネーボール・ファンド

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	東日本高速道路 第40回	特殊債券	6.3
2	N T Tファイナンス 第1回社債間限定同順位特約付	社債券	5.7
3	首都高速道路 第19回	特殊債券	5.7
4	日本学生支援債券 財投機関債第57回	特殊債券	5.7
5	阪神高速道路 第19回	特殊債券	5.2
6	新潟県 公募平成23年度第1回	地方債証券	4.5
7	中部電力 第522回	社債券	3.4
8	鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第94回	特殊債券	2.3
9	成田国際空港 第11回	特殊債券	1.1
10	共同発行市場地方債 公募第107回	地方債証券	1.1



運用実績（2021年10月29日現在）

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）

■ ノムラ・印度・フォーカス



■ ノムラ・アセアン・フォーカス



■ ノムラ・豪州・フォーカス



■ ノムラ・インドネシア・フォーカス



■ ノムラ・タイ・フォーカス



■ ノムラ・フィリピン・フォーカス



■ マネーボール・ファンド



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2021年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。
- ・「マネーボール・ファンド」にベンチマークはありません。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

(2)申込締切時間

午後3時までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

(3)申込不可日

各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）は、販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。

ノムラ・印度・フォーカス	： 申込日当日が、インドのナショナル証券取引所の休場日と同日付の場合。
ノムラ・アセアン・フォーカス	： 申込日当日が、シンガポール証券取引所またはマレーシア証券取引所の休場日と同日付の場合。
ノムラ・豪州・フォーカス	： 申込日当日が、オーストラリア証券取引所の休場日（半休日を含みます。）と同日付の場合。
ノムラ・インドネシア・フォーカス	： ・申込日当日がインドネシア証券取引所の休場日と同日付の場合 ・インドネシアの連休等で、取得、換金の申込みの受付を行わないものとして委託者が指定する日
ノムラ・タイ・フォーカス	： 申込日当日がタイ証券取引所の休場日と同日付の場合
ノムラ・フィリピン・フォーカス	： 申込日当日がフィリピン証券取引所の休場日と同日付の場合

※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

(4)購入コース

分配金を受取る「一般コース」と、分配金が再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、原則として、お買付け後のコース変更はできません。

（なお、「マネープール・ファンド」は、スイッチング以外による取得申込みはできません。）

(5)販売単位

1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(6)販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(7)申込代金の支払い

取得申込日から起算して7営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

(8)スイッチング

「ノムラ・アジア・シリーズ」を構成するファンド間で、スイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）

(9)積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約[※]を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(10)申込受け付けの中止および取り消し

各ファンド（「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」を除く）については、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを取り消す場合があります。

「ノムラ・豪州・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを取り消す場合があります。

「マネープール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを取り消す場合があります。

(11)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までには解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

(3)申込不可日

各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）は、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、原則として換金の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4)換金単位

1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(5)換金価額

各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）については、換金の申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額、「マネープール・ファンド」については、換金の申込み日の翌営業日の基準価額となります。

(6)換金制限

「ノムラ・印度・フォーカス」については、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件3億円を超える一部解約は行なえません。「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」については、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。

「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」については、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件1億円を超える一部解約は行なえません。また、各ファンドおよびマネープール・ファンドにおいて、別途、換金制限を設ける場合があります。

(7)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

ただし、「ノムラ・印度・フォーカス」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の

入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

各ファンド（「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」を除く）については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

「ノムラ・豪州・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

「マネープール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとしします。

(9)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示さ

れます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 ^{※1} の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ^{※1} における以下のいずれかの価額で評価します。 ^{※2} ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2024年9月12日までとします。

「ノムラ・印度・フォーカス」、「マネープール・ファンド」：2009年9月16日設定

「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」：2009年12月7日設定

「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」：2010年12月6日設定

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

原則として、毎年9月13日から翌年9月12日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

- (i) 「ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）」につき、委託者は、信託終了前に、「ノムラ・アジア・シリーズ」を構成する全てのファンド（「マネープール・ファンド」を除く）が存続しないこととなる場合は、「ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）」の信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）につき、委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、各ファンドにつき、「ノムラ・アジア・シリーズ」を構成するファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、各ファンドの信託契約を解約し、各ファンドの信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項(ii)」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ii) 上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- (v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d) 信託約款の変更等(iv)」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更等

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- (ii) 委託者は、上記(i)の事項(上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- (i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとしします。

- (ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請

求の規定の適用を受けません。

(h)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

(i)関係法人との契約の更新に関する手続

- (i)委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- (ii)委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

＜自動けいぞく投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

＜自動けいぞく投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）
ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間(2020年9月15日から2021年9月13日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間(2020年9月15日から2021年9月13日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第11期 (2020年 9月14日現在)	第12期 (2021年 9月13日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,988,334,537	2,556,096,661
親投資信託受益証券	56,085,623,091	56,750,390,069
未収入金	269,618,031	169,339,803
流動資産合計	58,343,575,659	59,475,826,533
資産合計	58,343,575,659	59,475,826,533
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,281,133,241	1,838,908,785
未払解約金	341,567,039	220,990,929
未払受託者報酬	14,915,500	15,740,578
未払委託者報酬	507,127,054	535,179,637
未払利息	3,320	714
その他未払費用	894,875	944,370
流動負債合計	2,145,641,029	2,611,765,013
負債合計	2,145,641,029	2,611,765,013
純資産の部		
元本等		
元本	32,028,331,026	21,634,221,011
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	24,169,603,604	35,229,840,509
（分配準備積立金）	276,991,425	11,614,398,250
元本等合計	56,197,934,630	56,864,061,520
純資産合計	56,197,934,630	56,864,061,520
負債純資産合計	58,343,575,659	59,475,826,533

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
営業収益		
有価証券売買等損益	△666,359,502	25,893,493,683
営業収益合計	△666,359,502	25,893,493,683
営業費用		
支払利息	251,770	103,077
受託者報酬	37,484,755	31,224,549
委託者報酬	1,274,481,671	1,061,634,674
その他費用	2,248,968	1,873,344
営業費用合計	1,314,467,164	1,094,835,644
営業利益又は営業損失（△）	△1,980,826,666	24,798,658,039
経常利益又は経常損失（△）	△1,980,826,666	24,798,658,039
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,980,826,666	24,798,658,039
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	327,073,600	4,201,871,331
期首剰余金又は期首欠損金（△）	37,802,898,710	24,169,603,604
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,058,974,151	873,545,765
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,058,974,151	873,545,765
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,103,235,750	8,571,186,783
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,103,235,750	8,571,186,783
分配金	1,281,133,241	1,838,908,785
期末剰余金又は期末欠損金（△）	24,169,603,604	35,229,840,509

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2020年 9月15日から2021年 9月13日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第11期 2020年 9月14日現在	第12期 2021年 9月13日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 32,028,331,026口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 21,634,221,011口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7546円 (10,000口当たり純資産額) (17,546円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.6284円 (10,000口当たり純資産額) (26,284円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日												
1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村インド株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 263,963,869円 2.分配金の計算過程 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>0円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	0円	1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村インド株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 215,312,247円 2.分配金の計算過程 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>227,609,794円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	227,609,794円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	0円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	227,609,794円											

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	13,038,276,569円
収益調整金額	C	23,892,612,179円	収益調整金額	C	23,615,442,259円
分配準備積立金額	D	1,558,124,666円	分配準備積立金額	D	187,420,672円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	25,450,736,845円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	37,068,749,294円
当ファンドの期末残存口数	F	32,028,331,026口	当ファンドの期末残存口数	F	21,634,221,011口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,946円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	17,134円
10,000口当たり分配金額	H	400円	10,000口当たり分配金額	H	850円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,281,133,241円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,838,908,785円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第11期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第11期 2020年 9月14日現在	第12期 2021年 9月13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	2. 時価の算定方法 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（関連当事者との取引に関する注記）

第11期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第11期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
期首元本額 43,313,657,943円	期首元本額 32,028,331,026円
期中追加設定元本額 2,644,239,504円	期中追加設定元本額 946,444,077円
期中一部解約元本額 13,929,566,421円	期中一部解約元本額 11,340,554,092円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第11期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△1,166,471,849	20,798,819,734
合計	△1,166,471,849	20,798,819,734

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2021年9月13日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2021年9月13日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村インド株マザーファンド	12,518,560,446	56,750,390,069	
	小計	銘柄数：1	12,518,560,446	56,750,390,069	
		組入時価比率：99.8%			100.0%
合計				56,750,390,069	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第11期 (2020年 9月14日現在)	第12期 (2021年 9月13日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	15,641,980	26,893,097
親投資信託受益証券	926,998,048	915,382,213
未収入金	1,738,089	3,056,498
流動資産合計	944,378,117	945,331,808
資産合計	944,378,117	945,331,808
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,105,500	15,176,358
未払解約金	1,849,737	3,516,025
未払受託者報酬	289,409	285,283
未払委託者報酬	9,260,980	9,128,967
未払利息	26	7
その他未払費用	17,310	17,054
流動負債合計	15,522,962	28,123,694
負債合計	15,522,962	28,123,694
純資産の部		
元本等		
元本	821,100,056	607,054,329
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	107,755,099	310,153,785
（分配準備積立金）	11,901,800	9,680,772
元本等合計	928,855,155	917,208,114
純資産合計	928,855,155	917,208,114
負債純資産合計	944,378,117	945,331,808

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
営業収益		
有価証券売買等損益	△293,369,147	316,267,448
営業収益合計	△293,369,147	316,267,448
営業費用		
支払利息	3,525	1,664
受託者報酬	741,581	548,837
委託者報酬	23,730,382	17,562,617
その他費用	44,376	32,811
営業費用合計	24,519,864	18,145,929
営業利益又は営業損失（△）	△317,889,011	298,121,519
経常利益又は経常損失（△）	△317,889,011	298,121,519
当期純利益又は当期純損失（△）	△317,889,011	298,121,519
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△71,022,000	62,021,296
期首剰余金又は期首欠損金（△）	519,542,517	107,755,099
剰余金増加額又は欠損金減少額	34,938,816	15,709,913
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	34,938,816	15,709,913
剰余金減少額又は欠損金増加額	195,753,723	34,235,092
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	195,753,723	34,235,092
分配金	4,105,500	15,176,358
期末剰余金又は期末欠損金（△）	107,755,099	310,153,785

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2020年 9月15日から2021年 9月13日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第11期 2020年 9月14日現在	第12期 2021年 9月13日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 821,100,056口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 607,054,329口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1312円 (10,000口当たり純資産額) (11,312円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5109円 (10,000口当たり純資産額) (15,109円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日												
1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村アセアン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。 なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 4,585,845円 2.分配金の計算過程 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>4,044,546円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	4,044,546円	1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村アセアン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。 なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 3,386,008円 2.分配金の計算過程 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>16,424,280円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	16,424,280円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	4,044,546円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	16,424,280円											

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	149,936,220円	収益調整金額	C	300,473,013円
分配準備積立金額	D	11,962,754円	分配準備積立金額	D	8,432,850円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	165,943,520円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	325,330,143円
当ファンドの期末残存口数	F	821,100,056口	当ファンドの期末残存口数	F	607,054,329口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,020円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,359円
10,000口当たり分配金額	H	50円	10,000口当たり分配金額	H	250円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,105,500円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	15,176,358円

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

第11期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

（2）金融商品の時価等に関する事項

第11期 2020年 9月14日現在	第12期 2021年 9月13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	2. 時価の算定方法 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（関連当事者との取引に関する注記）

第11期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第11期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
期首元本額 1,163,076,715円	期首元本額 821,100,056円
期中追加設定元本額 100,690,568円	期中追加設定元本額 39,764,201円
期中一部解約元本額 442,667,227円	期中一部解約元本額 253,809,928円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第11期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△220,297,510	247,767,197
合計	△220,297,510	247,767,197

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2021年9月13日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2021年9月13日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村アセアン株マザーファンド	401,307,415	915,382,213	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.8%	401,307,415	915,382,213 100.0%	
	合計			915,382,213	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第11期 (2020年 9月14日現在)	第12期 (2021年 9月13日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,810,887	19,779,639
親投資信託受益証券	511,927,719	534,633,084
流動資産合計	525,738,606	554,412,723
資産合計	525,738,606	554,412,723
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,769,755	13,764,888
未払解約金	-	50,552
未払受託者報酬	129,283	157,649
未払委託者報酬	3,878,577	4,729,391
未払利息	23	5
その他未払費用	7,695	9,398
流動負債合計	12,785,333	18,711,883
負債合計	12,785,333	18,711,883
純資産の部		
元本等		
元本	350,790,204	275,297,777
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	162,163,069	260,403,063
（分配準備積立金）	29,246,950	111,553,298
元本等合計	512,953,273	535,700,840
純資産合計	512,953,273	535,700,840
負債純資産合計	525,738,606	554,412,723

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
営業収益		
有価証券売買等損益	△16,434,876	200,510,787
営業収益合計	△16,434,876	200,510,787
営業費用		
支払利息	889	848
受託者報酬	249,856	324,140
委託者報酬	7,495,816	9,724,185
その他費用	14,873	19,327
営業費用合計	7,761,434	10,068,500
営業利益又は営業損失（△）	△24,196,310	190,442,287
経常利益又は経常損失（△）	△24,196,310	190,442,287
当期純利益又は当期純損失（△）	△24,196,310	190,442,287
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△3,145,724	55,651,553
期首剰余金又は期首欠損金（△）	85,191,072	162,163,069
剰余金増加額又は欠損金減少額	125,955,281	59,404,670
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	125,955,281	59,404,670
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,162,943	82,190,522
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,162,943	82,190,522
分配金	8,769,755	13,764,888
期末剰余金又は期末欠損金（△）	162,163,069	260,403,063

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2020年 9月15日から2021年 9月13日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第11期 2020年 9月14日現在	第12期 2021年 9月13日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 350,790,204口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 275,297,777口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4623円 (10,000口当たり純資産額) (14,623円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9459円 (10,000口当たり純資産額) (19,459円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日												
1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村豪州株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。 なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 1,457,905円 2.分配金の計算過程 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>13,490,477円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	13,490,477円	1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村豪州株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。 なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 1,882,381円 2.分配金の計算過程 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>21,356,580円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	21,356,580円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	13,490,477円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	21,356,580円											

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	86,378,915円
収益調整金額	C	188,217,055円	収益調整金額	C	153,306,979円
分配準備積立金額	D	24,526,228円	分配準備積立金額	D	17,582,691円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	226,233,760円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	278,625,165円
当ファンドの期末残存口数	F	350,790,204口	当ファンドの期末残存口数	F	275,297,777口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,449円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	10,120円
10,000口当たり分配金額	H	250円	10,000口当たり分配金額	H	500円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	8,769,755円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	13,764,888円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第11期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第11期 2020年 9月14日現在	第12期 2021年 9月13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	2. 時価の算定方法 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（関連当事者との取引に関する注記）

第11期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第11期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
期首元本額 159,640,972円	期首元本額 350,790,204円
期中追加設定元本額 226,228,087円	期中追加設定元本額 98,220,930円
期中一部解約元本額 35,078,855円	期中一部解約元本額 173,713,357円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第11期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△11,096,203	139,863,209
合計	△11,096,203	139,863,209

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2021年9月13日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2021年9月13日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村豪州株マザーファンド	193,904,354	534,633,084	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.8%	193,904,354	534,633,084 100.0%	
	合計			534,633,084	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)		
	第10期 (2020年 9月14日現在)	第11期 (2021年 9月13日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	25,263,001	68,716,029
親投資信託受益証券	2,125,234,892	2,737,184,577
未収入金	25,378,375	2,181,687
流動資産合計	2,175,876,268	2,808,082,293
資産合計	2,175,876,268	2,808,082,293
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	39,450,824
未払解約金	25,141,136	2,120,215
未払受託者報酬	641,945	724,016
未払委託者報酬	20,542,280	23,168,458
未払利息	42	19
その他未払費用	38,459	43,381
流動負債合計	46,363,862	65,506,913
負債合計	46,363,862	65,506,913
純資産の部		
元本等		
元本	2,099,638,901	1,972,541,201
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	29,873,505	770,034,179
（分配準備積立金）	64,391,877	134,026,995
元本等合計	2,129,512,406	2,742,575,380
純資産合計	2,129,512,406	2,742,575,380
負債純資産合計	2,175,876,268	2,808,082,293

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
営業収益		
有価証券売買等損益	△801,293,685	841,852,286
営業収益合計	△801,293,685	841,852,286
営業費用		
支払利息	9,221	4,490
受託者報酬	1,657,563	1,358,835
委託者報酬	53,041,834	43,482,728
その他費用	99,335	81,411
営業費用合計	54,807,953	44,927,464
営業利益又は営業損失（△）	△856,101,638	796,924,822
経常利益又は経常損失（△）	△856,101,638	796,924,822
当期純利益又は当期純損失（△）	△856,101,638	796,924,822
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△167,357,567	106,955,862
期首剰余金又は期首欠損金（△）	991,625,433	29,873,505
剰余金増加額又は欠損金減少額	92,540,241	104,301,516
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	92,540,241	104,301,516
剰余金減少額又は欠損金増加額	365,548,098	14,658,978
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	365,548,098	14,658,978
分配金	-	39,450,824
期末剰余金又は期末欠損金（△）	29,873,505	770,034,179

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2020年 9月15日から2021年 9月13日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第10期 2020年 9月14日現在	第11期 2021年 9月13日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,099,638,901口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,972,541,201口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0142円 (10,000口当たり純資産額) (10,142円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3904円 (10,000口当たり純資産額) (13,904円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日						
1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村インドネシア株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 10,250,648円 2.分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr></table>	項目			1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村インドネシア株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 8,389,109円 2.分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr></table>	項目		
項目							
項目							

費用控除後の配当等収益額	A	0円	費用控除後の配当等収益額	A	33,499,722円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	90,353,304円
収益調整金額	C	509,144,099円	収益調整金額	C	636,007,184円
分配準備積立金額	D	64,391,877円	分配準備積立金額	D	49,624,793円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	573,535,976円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	809,485,003円
当ファンドの期末残存口数	F	2,099,638,901口	当ファンドの期末残存口数	F	1,972,541,201口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,731円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,103円
10,000口当たり分配金額	H	0円	10,000口当たり分配金額	H	200円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	39,450,824円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第10期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第10期 2020年 9月14日現在	第11期 2021年 9月13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	2. 時価の算定方法 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（関連当事者との取引に関する注記）

第10期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第10期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
期首元本額 2,764,285,222円	期首元本額 2,099,638,901円
期中追加設定元本額 385,329,869円	期中追加設定元本額 406,945,843円
期中一部解約元本額 1,049,976,190円	期中一部解約元本額 534,043,543円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第10期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△628,727,053	724,251,241
合計	△628,727,053	724,251,241

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2021年9月13日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2021年9月13日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村インドネシア株マザーファンド	1,488,085,559	2,737,184,577	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.8%	1,488,085,559	2,737,184,577 100.0%	
	合計			2,737,184,577	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)		
	第10期 (2020年 9月14日現在)	第11期 (2021年 9月13日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,861,803	18,208,453
親投資信託受益証券	553,289,260	627,305,214
未収入金	1,295,199	-
流動資産合計	565,446,262	645,513,667
資産合計	565,446,262	645,513,667
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,541,171	9,143,556
未払解約金	1,279,070	2,333,231
未払受託者報酬	158,223	165,681
未払委託者報酬	5,062,877	5,301,708
未払利息	18	5
その他未払費用	9,428	9,875
流動負債合計	11,050,787	16,954,056
負債合計	11,050,787	16,954,056
純資産の部		
元本等		
元本	454,117,164	457,177,831
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	100,278,311	171,381,780
（分配準備積立金）	11,453,680	12,545,067
元本等合計	554,395,475	628,559,611
純資産合計	554,395,475	628,559,611
負債純資産合計	565,446,262	645,513,667

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
営業収益		
有価証券売買等損益	△213,617,613	86,058,198
営業収益合計	△213,617,613	86,058,198
営業費用		
支払利息	1,730	896
受託者報酬	372,566	316,672
委託者報酬	11,921,701	10,133,253
その他費用	22,230	18,876
営業費用合計	12,318,227	10,469,697
営業利益又は営業損失（△）	△225,935,840	75,588,501
経常利益又は経常損失（△）	△225,935,840	75,588,501
当期純利益又は当期純損失（△）	△225,935,840	75,588,501
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△18,025,885	8,604,577
期首剰余金又は期首欠損金（△）	354,489,789	100,278,311
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,743,966	32,940,290
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,743,966	32,940,290
剰余金減少額又は欠損金増加額	52,504,318	19,677,189
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	52,504,318	19,677,189
分配金	4,541,171	9,143,556
期末剰余金又は期末欠損金（△）	100,278,311	171,381,780

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2020年 9月15日から2021年 9月13日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第10期 2020年 9月14日現在	第11期 2021年 9月13日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 454,117,164口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 457,177,831口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2208円 (10,000口当たり純資産額) (12,208円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3749円 (10,000口当たり純資産額) (13,749円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日												
1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村タイ株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。 なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 2,304,550円 2.分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>4,705,101円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	4,705,101円	1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村タイ株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。 なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 1,954,387円 2.分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>12,214,738円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	12,214,738円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	4,705,101円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	12,214,738円											

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	88,824,631円	収益調整金額	C	158,836,713円
分配準備積立金額	D	11,289,750円	分配準備積立金額	D	9,473,885円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	104,819,482円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	180,525,336円
当ファンドの期末残存口数	F	454,117,164口	当ファンドの期末残存口数	F	457,177,831口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,308円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,948円
10,000口当たり分配金額	H	100円	10,000口当たり分配金額	H	200円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,541,171円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,143,556円

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

第10期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

（2）金融商品の時価等に関する事項

第10期 2020年 9月14日現在	第11期 2021年 9月13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	2. 時価の算定方法 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（関連当事者との取引に関する注記）

第10期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第10期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
期首元本額 507,651,498円	期首元本額 454,117,164円
期中追加設定元本額 22,510,451円	期中追加設定元本額 91,608,808円
期中一部解約元本額 76,044,785円	期中一部解約元本額 88,548,141円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第10期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△188,630,861	76,084,213
合計	△188,630,861	76,084,213

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2021年9月13日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2021年9月13日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村タイ株マザーファンド	324,339,597	627,305,214	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.8%	324,339,597	627,305,214 100.0%	
	合計			627,305,214	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)		
	第10期 (2020年 9月14日現在)	第11期 (2021年 9月13日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	23,866,418	27,650,224
親投資信託受益証券	989,250,523	943,514,591
未収入金	3,771,632	-
流動資産合計	1,016,888,573	971,164,815
資産合計	1,016,888,573	971,164,815
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	11,103,724	17,187,476
未払解約金	3,935,440	100,740
未払受託者報酬	320,587	256,622
未払委託者報酬	10,258,942	8,211,816
未払利息	39	7
その他未払費用	19,178	15,336
流動負債合計	25,637,910	25,771,997
負債合計	25,637,910	25,771,997
純資産の部		
元本等		
元本	740,248,303	572,915,871
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	251,002,360	372,476,947
（分配準備積立金）	628,400	1,771,939
元本等合計	991,250,663	945,392,818
純資産合計	991,250,663	945,392,818
負債純資産合計	1,016,888,573	971,164,815

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
営業収益		
有価証券売買等損益	△397,751,018	237,854,856
営業収益合計	△397,751,018	237,854,856
営業費用		
支払利息	4,515	1,593
受託者報酬	840,653	523,550
委託者報酬	26,901,196	16,753,236
その他費用	50,318	31,294
営業費用合計	27,796,682	17,309,673
営業利益又は営業損失（△）	△425,547,700	220,545,183
経常利益又は経常損失（△）	△425,547,700	220,545,183
当期純利益又は当期純損失（△）	△425,547,700	220,545,183
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△106,304,950	36,306,764
期首剰余金又は期首欠損金（△）	897,571,643	251,002,360
剰余金増加額又は欠損金減少額	67,115,409	32,079,413
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	67,115,409	32,079,413
剰余金減少額又は欠損金増加額	383,338,218	77,655,769
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	383,338,218	77,655,769
分配金	11,103,724	17,187,476
期末剰余金又は期末欠損金（△）	251,002,360	372,476,947

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2020年 9月15日から2021年 9月13日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第10期 2020年 9月14日現在	第11期 2021年 9月13日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 740,248,303口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 572,915,871口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3391円 (10,000口当たり純資産額) (13,391円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6501円 (10,000口当たり純資産額) (16,501円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日						
1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村フィリピン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 5,198,560円 2.分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr></table>	項目			1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村フィリピン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 3,229,558円 2.分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr></table>	項目		
項目							
項目							

費用控除後の配当等収益額	A	0円	費用控除後の配当等収益額	A	9,838,607円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	259,997,188円	収益調整金額	C	379,298,746円
分配準備積立金額	D	2,108,896円	分配準備積立金額	D	527,070円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	262,106,084円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	389,664,423円
当ファンドの期末残存口数	F	740,248,303口	当ファンドの期末残存口数	F	572,915,871口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,540円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,801円
10,000口当たり分配金額	H	150円	10,000口当たり分配金額	H	300円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	11,103,724円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	17,187,476円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第10期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第10期 2020年 9月14日現在	第11期 2021年 9月13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第10期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第10期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
期首元本額 1,123,087,128円	期首元本額 740,248,303円
期中追加設定元本額 100,315,961円	期中追加設定元本額 58,756,276円
期中一部解約元本額 483,154,786円	期中一部解約元本額 226,088,708円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第10期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△290,300,284	197,374,168
合計	△290,300,284	197,374,168

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2021年9月13日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2021年9月13日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村フィリピン株マザーファンド	375,378,791	943,514,591	
	小計	銘柄数：1	375,378,791	943,514,591	
		組入時価比率：99.8%			100.0%
合計				943,514,591	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)		
	第11期 (2020年 9月14日現在)	第12期 (2021年 9月13日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,628,040	2,395,104
親投資信託受益証券	81,953,877	92,846,298
未収入金	19,890,000	-
流動資産合計	104,471,917	95,241,402
資産合計	104,471,917	95,241,402
負債の部		
流動負債		
未払解約金	20,416,002	26,500
未払受託者報酬	30	48
未払委託者報酬	579	631
未払利息	4	-
流動負債合計	20,416,615	27,179
負債合計	20,416,615	27,179
純資産の部		
元本等		
元本	84,038,613	95,215,968
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	16,689	△1,745
（分配準備積立金）	385,923	372,965
元本等合計	84,055,302	95,214,223
純資産合計	84,055,302	95,214,223
負債純資産合計	104,471,917	95,241,402

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
営業収益		
有価証券売買等損益	△31,973	△37,579
営業収益合計	△31,973	△37,579
営業費用		
支払利息	610	1,565
受託者報酬	59	150
委託者報酬	1,152	1,552
営業費用合計	1,821	3,267
営業利益又は営業損失（△）	△33,794	△40,846
経常利益又は経常損失（△）	△33,794	△40,846
当期純利益又は当期純損失（△）	△33,794	△40,846
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△17,085	△23,086
期首剰余金又は期首欠損金（△）	51,540	16,689
剰余金増加額又は欠損金減少額	49,905	47,781
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	49,905	47,781
剰余金減少額又は欠損金増加額	68,047	48,455
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	68,047	48,455
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	16,689	△1,745

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2020年 9月15日から2021年 9月13日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第11期 2020年 9月14日現在	第12期 2021年 9月13日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 84,038,613口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 95,215,968口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0002円 (10,000口当たり純資産額) (10,002円)	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,745円 3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000円 (10,000口当たり純資産額) (10,000円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日																																										
1.分配金の計算過程	1.分配金の計算過程																																										
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>289,122円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,880,248円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>96,801円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>3,266,171円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>84,038,613口</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	289,122円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	2,880,248円	分配準備積立金額	D	96,801円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,266,171円	当ファンドの期末残存口数	F	84,038,613口	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>289,135円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>3,672,614円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>83,830円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>4,045,579円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>95,215,968口</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	289,135円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	3,672,614円	分配準備積立金額	D	83,830円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,045,579円	当ファンドの期末残存口数	F	95,215,968口
項目																																											
費用控除後の配当等収益額	A	289,122円																																									
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																									
収益調整金額	C	2,880,248円																																									
分配準備積立金額	D	96,801円																																									
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,266,171円																																									
当ファンドの期末残存口数	F	84,038,613口																																									
項目																																											
費用控除後の配当等収益額	A	289,135円																																									
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																									
収益調整金額	C	3,672,614円																																									
分配準備積立金額	D	83,830円																																									
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,045,579円																																									
当ファンドの期末残存口数	F	95,215,968口																																									

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	388円	10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	424円
10,000口当たり分配金額	H	0円	10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	0円	収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	0円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第11期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第11期 2020年 9月14日現在	第12期 2021年 9月13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左

2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左
--	-------------------------

（関連当事者との取引に関する注記）

第11期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第11期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
期首元本額 101,434,077円	期首元本額 84,038,613円
期中追加設定元本額 136,411,284円	期中追加設定元本額 267,139,804円
期中一部解約元本額 153,806,748円	期中一部解約元本額 255,962,449円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第11期 自 2019年 9月13日 至 2020年 9月14日	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△1	9,101
合計	△1	9,101

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2021年9月13日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2021年9月13日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	91,025,783	92,846,298	
	小計	銘柄数：1	91,025,783	92,846,298	
		組入時価比率：97.5%			100.0%
合計				92,846,298	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）」は「野村インド株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）」は「野村アセアン株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）」は「野村豪州株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）」は「野村インドネシア株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）」は「野村タイ株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）」は「野村フィリピン株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）」は「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村インド株マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2021年 9月13日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	2,066,684,543
コール・ローン	895,843,529
株式	56,157,382,433
未収入金	684,267,061
未収配当金	5,830,583
流動資産合計	59,810,008,149
資産合計	59,810,008,149
負債の部	
流動負債	
未払解約金	169,339,803
未払利息	250
外国税引当金	2,889,836,998

(2021年 9月13日現在)

流動負債合計	3,059,177,051
負債合計	3,059,177,051
純資産の部	
元本等	
元本	12,518,560,446
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	44,232,270,652
元本等合計	56,750,831,098
純資産合計	56,750,831,098
負債純資産合計	59,810,008,149

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.引当金の計上基準	外国税引当金 将来発生する可能性のあるキャピタルゲイン税の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。
4.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(表示方法の変更)

自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当計算期間末に係る財務諸表から適用し、「重要な会計上の見積りに関する注記」を記載しております。 ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従って、前計算期間に係る内容については記載しておりません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2020年 9月15日

至 2021年 9月13日

インド株式のキャピタルゲイン課税に対する引当金

(当計算期間の財務諸表に計上した金額)

外国税引当金 2,889,836,998円

(財務諸表利用者の理解に資するその他の情報)

貸借対照表に計上された外国税引当金は、当ファンドが保有する株式について将来発生する可能性のあるキャピタルゲイン税の支払に備えるため、税金費用の支払見込額を計上しております。

当期末において保有する株式は全て当期末の時価で評価され貸借対照表に計上されており、貸借対照表計上額には未実現の評価益が含まれております。外国税引当金は、この未実現の評価益に対して、当期末の時価で株式を売却したと仮定した場合に課税される金額を期末時点で観察できる情報をもとに計算しており、税務上の課税対象額に見積実効税率を乗じて、引当金額を算出しております。将来確定する実際の外国税支払額は、将来の実際の売却価額、実効税率によって影響を受けます。

(貸借対照表に関する注記)

2021年 9月13日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額

4.5333円

(10,000口当たり純資産額)

(45,333円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2020年 9月15日

至 2021年 9月13日

1.金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2021年 9月13日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2021年 9月13日現在	
期首	2020年 9月15日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	19,529,780,309円
同期中における追加設定元本額	384,469,394円
同期中における一部解約元本額	7,395,689,257円
期末元本額	12,518,560,446円
期末元本額の内訳＊	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）	12,518,560,446円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2021年9月13日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	インドルピー	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	1,197,548	2,425.60	2,904,772,428.80	
		ANUPAM RASAYAN INDIA LTD	1,057,279	751.40	794,439,440.60	
		CLEAN SCIENCE & TECHNOLOGY LTD	444,432	1,656.90	736,379,380.80	
		INDIGO PAINTS LTD	196,095	2,590.15	507,915,464.25	
		TATA STEEL LIMITED	622,748	1,447.00	901,116,356.00	
		G R INFRAPROJECTS LTD	500,000	1,587.95	793,975,000.00	
		ENDURANCE TECHNOLOGIES LTD	934,196	1,598.90	1,493,685,984.40	
		TITAN CO LTD	300,000	2,034.30	610,290,000.00	
		DEVYANI INTERNATIONAL LTD	4,494,109	120.35	540,866,018.15	
		CARTRADE TECH LTD	196,417	1,490.55	292,769,359.35	
		ZOMATO LTD	6,731,010	141.60	953,111,016.00	
		RADICO KHAITAN LTD	3,947	909.15	3,588,415.05	
		VARUN BEVERAGES LTD	667,991	935.45	624,872,180.95	
		HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	261,439	2,810.65	734,813,525.35	

	DABUR INDIA LTD	1,522,268	638.30	971,663,664.40	
	KRISHNA INSTITUTE OF MEDICAL	745,613	1,249.75	931,829,846.75	
	KRSNAA DIAGNOSTICS LTD	408,810	896.65	366,559,486.50	
	MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	1,303,386	381.50	497,241,759.00	
	GLAND PHARMA LTD	380,927	3,878.45	1,477,406,323.15	
	AU SMALL FINANCE BANK LTD	1,384,122	1,173.75	1,624,613,197.50	
	HDFC BANK LIMITED	1,417,534	1,568.60	2,223,543,832.40	
	ICICI BANK LTD	4,665,419	720.25	3,360,268,034.75	
	STATE BANK OF INDIA	2,432,783	432.30	1,051,692,090.90	
	HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	525,022	737.35	387,124,971.70	
	COFORGE LIMITED	77,646	5,114.95	397,155,407.70	
	HCL TECHNOLOGIES LTD	1,464,396	1,198.55	1,755,151,825.80	
	LARSEN & TOUBRO INFOTECH LTD	178,444	5,434.55	969,762,840.20	
	MPHASIS LTD	874,561	2,993.55	2,618,042,081.55	
	TECH MAHINDRA LTD	949,276	1,433.25	1,360,549,827.00	
	AAVAS FINANCIERS LTD	555,891	2,440.40	1,356,596,396.40	
	HOME FIRST FINANCE CO INDIA	625,682	576.50	360,705,673.00	
	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	575,971	2,830.10	1,630,055,527.10	
	CREDITACCESS GRAMEEN LTD	360,898	689.95	249,001,575.10	
	DIVIS LABORATORIES LTD	232,475	5,054.90	1,175,137,877.50	
	MACROTECH DEVELOPERS LTD	754,509	1,035.85	781,558,147.65	
	小計銘柄数：35			37,438,254,955.75	
				(56,157,382,433)	
	組入時価比率：99.0%			100.0%	
合計				56,157,382,433	
				(56,157,382,433)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2021年9月13日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村アセアン株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2021年 9月13日現在)

資産の部

(2021年 9月13日現在)

流動資産	
預金	7,169,758
コール・ローン	10,312,509
株式	896,991,644
未収入金	3,179,889
未収配当金	804,585
流動資産合計	918,458,385
資産合計	918,458,385
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,056,498
未払利息	2
流動負債合計	3,056,500
負債合計	3,056,500
純資産の部	
元本等	
元本	401,307,415
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	514,094,470
元本等合計	915,401,885
純資産合計	915,401,885
負債純資産合計	918,458,385

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2021年 9月13日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,2810円
(10,000口当たり純資産額)	(22,810円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2021年 9月13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2021年 9月13日現在	
期首	2020年 9月15日

本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	562,464,686円
同期中における追加設定元本額	18,662,614円
同期中における一部解約元本額	179,819,885円
期末元本額	401,307,415円
期末元本額の内訳＊	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）	401,307,415円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2021年9月13日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	SEA LTD-ADR	800	325.50	260,400.00	
		小計 銘柄数：1			260,400.00 (28,638,792)	
		組入時価比率：3.1%			3.2%	
	シンガポールドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	157,000	3.80	596,600.00	
		SATS LTD	76,000	3.97	301,720.00	
		WILMAR INTERNATIONAL LTD	32,400	4.18	135,432.00	
		RAFFLES MEDICAL GROUP LTD	56,000	1.39	77,840.00	
		DBS GROUP HLDGS	31,500	30.44	958,860.00	
		UNITED OVERSEAS BANK	33,500	25.74	862,290.00	
		VENTURE CORP LTD	6,000	18.77	112,620.00	
		SEMBCORP INDUSTRIES LTD	90,000	1.90	171,000.00	
		CITY DEVELOPMENTS LTD	24,000	6.67	160,080.00	
		小計 銘柄数：9			3,376,442.00 (276,733,186)	
		組入時価比率：30.2%			30.9%	
	リングギ	SCIENEX BHD	156,000	4.57	712,920.00	
		SIME DARBY BERHAD	104,000	2.25	234,000.00	
		MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	26,000	6.45	167,700.00	
		QL RESOURCES BHD	46,000	5.52	253,920.00	
		RHB BANK BHD	200,000	5.45	1,090,000.00	
		SYARIKAT TAKAFUL MALAYSIA KELUARGA BERHA	37,000	4.38	162,060.00	
		INARI AMERTRON BHD	56,000	3.48	194,880.00	
		TIME DOTCOM BHD	75,000	4.57	342,750.00	
		MEGA FIRST CORP BHD	105,800	3.50	370,300.00	
		CTOS DIGITAL BHD	140,000	1.85	259,000.00	

小計	銘柄数：10			3,787,530.00	
	組入時価比率：11.0%			(100,558,163)	11.2%
パーツ	PTT PCL(F)	294,000	38.00	11,172,000.00	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-FOREIGN	33,000	60.00	1,980,000.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	88,000	60.75	5,346,000.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL (F)	130,000	31.75	4,127,500.00	
	CP ALL PCL-FOREIGN	43,000	61.75	2,655,250.00	
	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	315,000	22.50	7,087,500.00	
	KASIKORNBANK PCL(F)	29,000	121.50	3,523,500.00	
	ADVANCED INFO SERVICE (F)	15,300	190.00	2,907,000.00	
	WHA CORP PCL-FOREIGN	1,430,000	3.10	4,433,000.00	
小計	銘柄数：9			43,231,750.00	
	組入時価比率：15.9%			(145,258,680)	16.2%
フィリピンペソ	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	23,000	190.00	4,370,000.00	
	WILCON DEPOT INC	374,000	27.75	10,378,500.00	
	MONDE NISSIN CORP	500,000	17.48	8,740,000.00	
	BDO UNIBANK INC	60,500	114.80	6,945,400.00	
	GLOBE TELECOM INC	765	2,862.00	2,189,430.00	
	SM PRIME HLDGS	205,000	33.45	6,857,250.00	
小計	銘柄数：6			39,480,580.00	
	組入時価比率：9.5%			(87,062,575)	9.7%
ルピア	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	58,000	8,900.00	516,200,000.00	
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	1,500,000	2,820.00	4,230,000,000.00	
	SURYA SEMESTA INTERNUSA PT	1,400,000	484.00	677,600,000.00	
	BUKALAPAK.COM PT TBK	3,093,500	845.00	2,614,007,500.00	
	INDUSTRI JAMU DAN FARMASI SI	835,000	785.00	655,475,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA	208,000	32,600.00	6,780,800,000.00	
	BANK JAGO TBK PT	197,832	14,825.00	2,932,859,400.00	
	BANK MANDIRI	130,000	6,200.00	806,000,000.00	
	DIGITAL MEDIATAMA MAXIMA TBK PT	360,000	3,330.00	1,198,800,000.00	
	TELEKOM INDONESIA PERSERO TBK	480,000	3,330.00	1,598,400,000.00	
	CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	750,000	975.00	731,250,000.00	
	SURYA CITRA MEDIA PT TBK	250,000	2,050.00	512,500,000.00	
小計	銘柄数：12			23,253,891,900.00	
	組入時価比率：19.8%			(181,380,356)	20.2%
ドン	SAIGON CARGO SERVICE CORP	18,000	140,800.00	2,534,400,000.00	
	VIET NAM DAIRY PRODUCTS JSC	10,800	86,500.00	934,200,000.00	
	IMEXPHARM PHARMACEUTICAL JSC	33,985	70,700.00	2,402,739,500.00	

	BANK FOR FOREIGN TRADE JSC	15,000	99,200.00	1,488,000,000.00	
	HDBANK	30,000	25,900.00	777,000,000.00	
	SSI SECURITIES CORP	56,000	43,800.00	2,452,800,000.00	
	SSI SECURITIES CORP-RTS	42,000	5,633.00	236,586,000.00	
	PETROVIETNAM POWER CORP	100,000	12,100.00	1,210,000,000.00	
	KINH BAC CITY DEVELOPMENT SH	65,000	43,000.00	2,795,000,000.00	
	VINHOMES JSC	11,000	107,500.00	1,182,500,000.00	
	小計 銘柄数：10			16,013,225,500.00	
				(77,359,892)	
	組入時価比率：8.5%			8.6%	
合計				896,991,644	
				(896,991,644)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2021年9月13日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村豪州株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2021年 9月13日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	398,453
コール・ローン	4,502,688
株式	480,184,991
投資証券	36,556,121
未収入金	1,919,773
未収配当金	11,075,518
流動資産合計	534,637,544
資産合計	534,637,544
負債の部	
流動負債	
未払利息	1
流動負債合計	1
負債合計	1
純資産の部	
元本等	
元本	193,904,354
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	340,733,189
元本等合計	534,637,543

(2021年 9月13日現在)

純資産合計	534,637,543
負債純資産合計	534,637,544

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2021年 9月13日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.7572円
(10,000口当たり純資産額)	(27,572円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2020年 9月15日

至 2021年 9月13日

1.金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2021年 9月13日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法**株式**

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

投資証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）**元本の移動及び期末元本額の内訳**

2021年 9月13日現在

期首	2020年 9月15日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	258,340,593円
同期中における追加設定元本額	69,777,799円
同期中における一部解約元本額	134,214,038円
期末元本額	193,904,354円
期末元本額の内訳＊	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）	193,904,354円

※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2021年9月13日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考	
				単価	金額		
株式	豪ドル	AMCOR PLC-CDI	13,471	16.67	224,561.57		
		BHP GROUP LIMITED	10,642	41.25	438,982.50		
		FORTESCUE METALS GROUP LTD	22,340	18.27	408,151.80		
		MINERAL RESOURCES LTD	2,812	53.16	149,485.92		
		NEWCREST MINING	8,409	24.00	201,816.00		
		RIO TINTO LTD	4,211	106.22	447,292.42		
		ARISTOCRAT LEISURE LTD	12,741	46.84	596,788.44		
		WOOLWORTHS GROUP LTD	11,192	39.66	443,874.72		
		UNITED MALT GRP LTD	30,714	4.15	127,463.10		
		CSL LIMITED	935	302.60	282,931.00		
		AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK	14,840	27.59	409,435.60		
		NATIONAL AUSTRALIA BANK	20,102	28.45	571,901.90		
		QBE INSURANCE	23,562	11.84	278,974.08		
		XERO LIMITED	2,540	150.20	381,508.00		
		IOOF HOLDINGS LTD	83,276	4.47	372,243.72		
		MACQUARIE GROUP LIMITED	3,415	174.23	594,995.45		
		小計	銘柄数：16			5,930,406.22 (480,184,991)	
			組入時価比率：89.8%			100.0%	
	合計					480,184,991 (480,184,991)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2021年9月13日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	豪ドル	DEXUS/AU	42,472	451,477.36	
	小計	銘柄数：1	42,472	451,477.36	
		組入時価比率：6.8%			(36,556,121)
合計				100.0%	
				36,556,121	
				(36,556,121)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村インドネシア株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2021年 9月13日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	4
コール・ローン	34,013,190
株式	2,703,919,164
未収配当金	1,498,109
流動資産合計	2,739,430,467
資産合計	2,739,430,467
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,181,687
未払利息	9
流動負債合計	2,181,696
負債合計	2,181,696
純資産の部	
元本等	
元本	1,488,085,559
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,249,163,212
元本等合計	2,737,248,771
純資産合計	2,737,248,771
負債純資産合計	2,739,430,467

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。

4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
-----------------------	--

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2021年 9月13日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8394円 (10,000口当たり純資産額) (18,394円)	

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2021年 9月13日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	

2. 時価の算定方法

株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2021年 9月13日現在	
期首	2020年 9月15日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	1,638,956,499円
同期中における追加設定元本額	275,957,827円
同期中における一部解約元本額	426,828,767円
期末元本額	1,488,085,559円
期末元本額の内訳＊	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）	1,488,085,559円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2021年9月13日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	ルピア	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	846,700	10,750.00	9,102,025,000.00	
		SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	1,038,700	8,900.00	9,244,430,000.00	
		MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	4,514,600	2,820.00	12,731,172,000.00	
		SURYA SEMESTA INTERNUSA PT	9,632,600	484.00	4,662,178,400.00	
		BLUE BIRD TBK PT	2,677,100	1,155.00	3,092,050,500.00	
		JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	2,788,044	4,000.00	11,152,176,000.00	
		PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	2,257,700	5,425.00	12,248,022,500.00	
		BUKALAPAK.COM PT TBK	13,261,400	845.00	11,205,883,000.00	
		MITRA ADIPERKASA TBK PT	11,541,900	725.00	8,367,877,500.00	
		ACE HARDWARE INDONESIA	2,131,700	1,380.00	2,941,746,000.00	
		SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	8,780,800	1,365.00	11,985,792,000.00	
		INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	668,400	8,500.00	5,681,400,000.00	
		MAYORA INDAH PT	3,521,800	2,320.00	8,170,576,000.00	
		INDUSTRI JAMU DAN FARMASI SI	10,117,900	785.00	7,942,551,500.00	
		MITRA KELUARGA KARYASEHAT TB	3,043,500	2,400.00	7,304,400,000.00	
		BANK CENTRAL ASIA	1,444,600	32,600.00	47,093,960,000.00	

	BANK JAGO TBK PT	1,462,523	14,825.00	21,681,903,475.00	
	BANK MANDIRI	3,022,946	6,200.00	18,742,265,200.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PT	2,624,600	5,450.00	14,304,070,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	6,057,800	3,780.00	22,898,484,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA-RIGHTS	1,394,072	380.00	529,747,360.00	
	DIGITAL MEDIATAMA MAXIMA TBK PT	4,112,000	3,330.00	13,692,960,000.00	
	SARANA MENARA NUSANTARA PT	5,616,500	1,365.00	7,666,522,500.00	
	TELEKOM INDONESIA PERSERO TBK	7,550,030	3,330.00	25,141,599,900.00	
	TOWER BERSAMA INFRASTRUCTURE	2,532,700	2,960.00	7,496,792,000.00	
	CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	8,963,883	975.00	8,739,785,925.00	
	PAKUWON JATI TBK PT	10,731,400	466.00	5,000,832,400.00	
	ELANG MAHKOTA TEKNOLOGI TBK	6,194,600	2,000.00	12,389,200,000.00	
	SOLUSI SINERGI DIGITAL TBK P	8,000,000	855.00	6,840,000,000.00	
	SURYA CITRA MEDIA PT TBK	4,198,000	2,050.00	8,605,900,000.00	
	小計 銘柄数：30			346,656,303,160.00	
	組入時価比率：98.8%			(2,703,919,164)	
				100.0%	
合計				2,703,919,164	
				(2,703,919,164)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2021年9月13日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村タイ株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2021年 9月13日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	1,718,951
コール・ローン	3,553,128
株式	620,286,127
新株予約権証券	498,288
未収配当金	1,243,308
流動資産合計	627,299,802
資産合計	627,299,802
負債の部	
流動負債	

(2021年 9月13日現在)

流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	324,339,597
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	302,960,205
元本等合計	627,299,802
純資産合計	627,299,802
負債純資産合計	627,299,802

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2021年 9月13日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.9341円
(10,000口当たり純資産額)	(19,341円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2021年 9月13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 新株予約権証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2021年 9月13日現在	
期首	2020年 9月15日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	333,588,123円
同期中における追加設定元本額	64,388,989円
同期中における一部解約元本額	73,637,515円
期末元本額	324,339,597円

期末元本額の内訳＊

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

324,339,597円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2021年9月13日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	バーツ	PTT EXPLORATION & PRODUCTION (F)	54,000	106.50	5,751,000.00	
		PTT PCL(F)	450,000	38.00	17,100,000.00	
		THAI OIL PCL(F)	15,000	49.25	738,750.00	
		PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-FOREIGN	104,000	60.00	6,240,000.00	
		SIAM CEMENT PUBLIC (F)	34,000	412.00	14,008,000.00	
		SCG PACKAGING PCL-FOREIGN	74,000	66.00	4,884,000.00	
		JWD INFOLOGISTICS PCL/F	122,000	15.20	1,854,400.00	
		AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	210,000	60.75	12,757,500.00	
		SOMBOON ADV TECH - FOREIGN	85,000	19.90	1,691,500.00	
		MINOR INTERNATIONAL PCL (F)	208,000	31.75	6,604,000.00	
		CENTRAL RETAIL CORP-FOREIGN	62,000	33.00	2,046,000.00	
		HOME PRODUCT CENTER PCL(F)	320,000	13.70	4,384,000.00	
		PTT OIL & RETAIL BUS-FOREIGN	40,000	29.00	1,160,000.00	
		SIAM GLOBAL HOUSE PCL-FOREIG	52,272	21.20	1,108,166.40	
		CP ALL PCL-FOREIGN	262,000	61.75	16,178,500.00	
		CARABAO GROUP PCL-F	17,000	130.00	2,210,000.00	
		CHAROEN POKPHAND FOODS(F)	118,000	26.25	3,097,500.00	
		NR INSTANT PRODUCE-FOREIGN	253,000	8.95	2,264,350.00	
		ROJUKISS INTERNATION-FOREIGN	153,000	11.20	1,713,600.00	
		BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	580,000	22.50	13,050,000.00	
		MEGA LIFESCIENCES PCL-(F)	32,000	49.00	1,568,000.00	
		BANGKOK BANK(F)	25,000	112.50	2,812,500.00	
		KASIKORNBANK PCL(F)	18,000	121.50	2,187,000.00	
		KIATNAKIN PHATRA BANK-FOREIGN	22,000	53.25	1,171,500.00	
		SIAM COMMERCIAL BANK (F)	31,000	103.50	3,208,500.00	
		TISCO FINANCIAL GROUP-NVDR	13,000	91.75	1,192,750.00	
		HUMANICA PCL-FOREIGN	85,000	11.60	986,000.00	
		NETBAY PCL-FOREIGN	46,000	27.25	1,253,500.00	
		HANA MICROELECTRONICS PCL-FOREIG	26,000	76.00	1,976,000.00	
		KCE ELECTRONICS PCL-FOREIGN	30,000	79.25	2,377,500.00	
		SYNNEX THAILAND PCL-FOREIGN	122,000	26.75	3,263,500.00	

	ADVANCED INFO SERVICE (F)	73,000	190.00	13,870,000.00	
	JMT NETWORK SERVICES PCL-F	77,000	47.50	3,657,500.00	
	SIAM WELLNESS GROUP PCL-F	150,000	7.10	1,065,000.00	
	ABSOLUTE CLEAN ENERGY PCL-FOREIGN	380,000	4.04	1,535,200.00	
	B GRIMM POWER PCL-FOREIGN	40,000	43.00	1,720,000.00	
	BCPG PCL-FOREIGN	80,000	14.10	1,128,000.00	
	ELECTRICITY GENERATING PUBLIC CO. LTD	5,000	176.50	882,500.00	
	ENERGY ABSOLUTE PCL-FOREIGN	88,000	67.50	5,940,000.00	
	GULF ENERGY DEVELOPM-FOREIGN	95,000	41.25	3,918,750.00	
	RATCH GROUP PLC-FOREIGN	18,000	45.50	819,000.00	
	LAND & HOUSES PUB - NVDR	278,000	8.00	2,224,000.00	
	ORIGIN PROPERTY PCL-F	150,000	10.20	1,530,000.00	
	SUPALAI PUBLIC CO LTD-FOR	130,000	20.70	2,691,000.00	
	WHA CORP PCL-FOREIGN	900,000	3.10	2,790,000.00	
	小計 銘柄数：45			184,608,966.40	
				(620,286,127)	
	組入時価比率：98.9%			100.0%	
合計				620,286,127	
				(620,286,127)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2021年9月13日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	パーツ	JMT NETWORK SERVICES PCL-CW22	11,269.00	103,674.80	
		MINOR INTL PCL(F)-CW23	5,275.00	25,214.50	
		MINOR INTL PCL(F)-CW24	4,781.00	19,410.86	
	小計	銘柄数：3	21,325.00	148,300.16	
		組入時価比率：0.1%		(498,288)	
合計				498,288	
				(498,288)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村フィリピン株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2021年 9月13日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	8,934,101
株式	934,085,351
未収配当金	492,698
流動資産合計	943,512,150
資産合計	943,512,150
負債の部	
流動負債	
未払利息	2
流動負債合計	2
負債合計	2
純資産の部	
元本等	
元本	375,378,791
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	568,133,357
元本等合計	943,512,148
純資産合計	943,512,148
負債純資産合計	943,512,150

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2021年 9月13日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,5135円
(10,000口当たり純資産額)	(25,135円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2021年 9月13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2021年 9月13日現在	
期首	2020年 9月15日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	503,435,381円
同期中における追加設定元本額	33,181,285円
同期中における一部解約元本額	161,237,875円
期末元本額	375,378,791円
期末元本額の内訳＊	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）	375,378,791円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2021年9月13日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	フィリピンペソ	PILIPINAS SHELL PETROLEUM	100,000	19.74	1,974,000.00	
		D&L INDUSTRIES INC	270,000	8.18	2,208,600.00	
		AYALA CORPORATION	44,503	814.00	36,225,442.00	
		GT CAPITAL HOLDINGS INC	3,707	568.00	2,105,576.00	
		JG SUMMIT HOLDINGS INC	245,000	65.50	16,047,500.00	
		SM INVESTMENTS CORP	33,007	1,015.00	33,502,105.00	
		INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	180,000	190.00	34,200,000.00	
		BLOOMBERRY RESORTS CORP	310,000	6.22	1,928,200.00	
		JOLLIBEE FOODS CORPORATION	21,000	204.60	4,296,600.00	
		ALLHOME CORP	900,000	9.05	8,145,000.00	
		WILCON DEPOT INC	880,000	27.75	24,420,000.00	
		CENTURY PACIFIC FOOD INC	180,000	27.15	4,887,000.00	
		MONDE NISSIN CORP	468,500	17.48	8,189,380.00	
		UNIVERSAL ROBINA CORP	93,000	145.40	13,522,200.00	
		BANK OF PHILIPPINE ISLANDS	105,000	82.80	8,694,000.00	
		BDO UNIBANK INC	333,002	114.80	38,228,629.60	
		METROPOLITAN BANK & TRUST	520,002	45.40	23,608,090.80	
		METRO PACIFIC INVESTMENTS CO	2,700,000	3.90	10,530,000.00	
		CONVERGE ICT SOLUTIONS INC	300,000	32.30	9,690,000.00	
		GLOBE TELECOM INC	5,550	2,862.00	15,884,100.00	
		PLDT INC	2,500	1,446.00	3,615,000.00	
		AC ENERGY CORP	1,615,765	10.16	16,416,172.40	
		AYALA LAND LTD	1,275,000	34.50	43,987,500.00	

		ROBINSONS LAND CO	380,000	16.80	6,384,000.00	
		SM PRIME HLDGS	1,641,075	33.45	54,893,958.75	
	小計	銘柄数：25			423,583,054.55	
					(934,085,351)	
		組入時価比率：99.0%			100.0%	
	合計				934,085,351	
					(934,085,351)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2021年9月13日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村マネー マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2021年 9月13日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,048,041,031
地方債証券	1,301,520,018
特殊債券	1,947,977,593
社債券	1,900,750,041
未収利息	3,565,593
前払費用	1,090,922
流動資産合計	9,202,945,198
資産合計	9,202,945,198
負債の部	
流動負債	
未払金	300,038,000
未払解約金	39,939,000
未払利息	1,131
流動負債合計	339,978,131
負債合計	339,978,131
純資産の部	
元本等	
元本	8,688,969,314
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	173,997,753
元本等合計	8,862,967,067
純資産合計	8,862,967,067
負債純資産合計	9,202,945,198

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2021年 9月13日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0200円
(10,000口当たり純資産額)	(10,200円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2021年 9月13日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

地方債証券、特殊債券、社債券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2021年 9月13日現在

期首	2020年 9月15日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	3,099,262,679円
同期中における追加設定元本額	11,203,857,017円
同期中における一部解約元本額	5,614,150,382円
期末元本額	8,688,969,314円
期末元本額の内訳＊	
野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）	183,623,830円
ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）	91,025,783円
ネクストコア	2,282,012円
野村世界高金利通貨投信	34,318,227円
野村新世界高金利通貨投信	982,608円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年2回決算型	9,826円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,260円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98,261円
野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261円

野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型	982,607円
野村日本ブランド株投資（円コース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,260円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98,260円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	9,826円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型	98,261円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,834円
野村アジアC B投信（毎月分配型）	982,608円
野村グローバルC B投信（円コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルC B投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルC B投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルC B投信（円コース）年2回決算型	984,543円
野村グローバルC B投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,543円
野村グローバルC B投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,543円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA向け）	10,000円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（円コース）毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	984,252円

野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（円コース）年2回決算型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）年2回決算型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	984,252円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	982,609円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	982,608円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	98,261円
野村米国ブランド株投資（円コース）毎月分配型	98,261円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（円コース）年2回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	983,768円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）年2回決算型	983,672円
野村テンプルトン・トータル・リターン Aコース	983,381円
野村テンプルトン・トータル・リターン Bコース	98,261円
野村テンプルトン・トータル・リターン Cコース	983,381円
野村テンプルトン・トータル・リターン Dコース	983,381円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,262円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,261円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	983,091円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982,801円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年2回決算型	491,401円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,608円

野村グローバルREITプレミアム（円コース）年2回決算型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,608円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,415円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,029円
野村カルミニャック・ファンド Aコース	981,547円
野村カルミニャック・ファンド Bコース	981,547円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）毎月分配型	966円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）毎月分配型	177,539円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	398,357円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）毎月分配型	123,377円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）毎月分配型	626,503円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）毎月分配型	23,859円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	27,600円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）毎月分配型	149,947円
野村通貨選択日本株投信（ロシアルーブルコース）毎月分配型	48,092円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）年2回決算型	3,114円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）年2回決算型	132,547円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	100,946円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）年2回決算型	18,851円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）年2回決算型	373,897円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）年2回決算型	41,054円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型	14,308円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）年2回決算型	63,772円
野村通貨選択日本株投信（ロシアルーブルコース）年2回決算型	13,741円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451円
野村エマージング債券プレミアム年2回決算型	981,451円
ノムラ THE USA Aコース	981,258円
ノムラ THE USA Bコース	981,258円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,809円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）年2回決算型	9,809円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,808円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,808円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,807円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,807円

野村グローバルボンド投信 Aコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Bコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Cコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Dコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Eコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Fコース	980,489円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,805円
野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）毎月分配型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（通貨セレクトコース）毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）年2回決算型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）年2回決算型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（通貨セレクトコース）年2回決算型	9,803円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA・EW向け）	9,801円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド（野村SMA・EW向け）	9,801円
グローバル・ストック Aコース	97,953円
グローバル・ストック Bコース	979,528円
グローバル・ストック Cコース	97,953円
グローバル・ストック Dコース	979,528円
野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村MF S グローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村MF S グローバル・リサーチ・フォーカス株式 Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村ファンドラップ債券プレミア	9,795円
野村ファンドラップオルタナティブプレミア	9,795円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）毎月分配型	9,797円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Aコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Bコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Cコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Dコース	9,797円
（年3%目標払出）のむラップ・ファンド（普通型）	98,001円
（年6%目標払出）のむラップ・ファンド（普通型）	98,001円
野村ブラックロック循環経済関連株投信 Aコース	98,011円
野村ブラックロック循環経済関連株投信 Bコース	98,011円
野村環境リーダーズ戦略ファンド Aコース	98,020円
野村環境リーダーズ戦略ファンド Bコース	98,020円
第1回 野村短期公社債ファンド	3,037,421円
第2回 野村短期公社債ファンド	3,919,169円
第3回 野村短期公社債ファンド	1,371,897円
第4回 野村短期公社債ファンド	1,077,981円
第5回 野村短期公社債ファンド	1,959,729円
第6回 野村短期公社債ファンド	1,077,981円

第7回 野村短期公社債ファンド	204,767円
第8回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第9回 野村短期公社債ファンド	5,094,831円
第10回 野村短期公社債ファンド	391,715円
第11回 野村短期公社債ファンド	1,861,757円
第12回 野村短期公社債ファンド	1,901,723円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド30（非課税適格機関投資家専用）	287,434,434円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド50（適格機関投資家転売制限付）	1,413,674,178円
野村日経225ターゲット（公社債運用移行型）Hプライス（適格機関投資家専用）	1,977,425,742円
野村日経225ターゲット（公社債運用移行型）Iプライス（適格機関投資家専用）	1,997,050,289円
野村日経225ターゲット（公社債運用移行型）Kプライス（適格機関投資家専用）	2,468,590,988円
野村DC運用戦略ファンド	85,180,134円
野村DCテンプレート・トータル・リターン Aコース	9,818円
野村DCテンプレート・トータル・リターン Bコース	9,818円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	7,492,405円

※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2021年9月13日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2021年9月13日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	日本円	東京都 公募第702回	100,000,000	100,282,995	
		大阪府 公募第354回	100,000,000	100,130,217	
		共同発行市場地方債 公募第102回	500,000,000	500,162,582	
		熊本県 公募平成23年度第2回	340,000,000	340,424,466	
		広島市 公募平成23年度第2回	200,000,000	200,241,694	
		広島市 公募平成23年度第5回	60,000,000	60,278,064	
	小計	銘柄数:6 組入時価比率:14.7%	1,300,000,000	1,301,520,018 25.3%	
	合計			1,301,520,018	
特殊債券	日本円	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第152回	77,000,000	77,260,666	
		政保 地方公共団体金融機構債券（8年） 第2回	30,000,000	30,047,399	
		首都高速道路 第19回	500,000,000	500,104,859	
		阪神高速道路 第19回	460,000,000	460,066,112	
		成田国際空港 第11回	100,000,000	100,461,440	

	小計	商工債券 利付第 8 0 2 回い号	30,000,000	30,002,538	
		しんきん中金債券 利付第 3 2 2 回	450,000,000	450,018,000	
		商工債券 利付（3 年）第 2 2 4 回	100,000,000	100,008,579	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第 9 4 回	200,000,000	200,008,000	
		銘柄数：9	1,947,000,000	1,947,977,593	
		組入時価比率：22.0%		37.8%	
	合計			1,947,977,593	
社債券	日本円	クレディセゾン 第 5 3 回社債間限定同順位特約付	600,000,000	600,316,374	
		N T T ファイナンス 第 1 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,035,808	
		トヨタファイナンス 第 6 6 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,002,594	
		三菱 U F J リース 第 4 3 回社債間限定同順位特約付	500,000,000	500,068,102	
		中部電力 第 5 2 2 回	300,000,000	300,256,160	
		関西電力 第 5 2 5 回	100,000,000	100,041,003	
		北陸電力 第 3 2 5 回	100,000,000	100,030,000	
		銘柄数：7	1,900,000,000	1,900,750,041	
		組入時価比率：21.4%		36.9%	
	合計			1,900,750,041	
合計				5,150,247,652	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

2021年10月29日現在

I 資産総額	59,246,082,120円
II 負債総額	297,297,634円
III 純資産総額（I－II）	58,948,784,486円
IV 発行済口数	21,185,811,792口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.7825円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

2021年10月29日現在

I 資産総額	1,032,573,779円
II 負債総額	7,376,527円
III 純資産総額（I－II）	1,025,197,252円
IV 発行済口数	636,392,195口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.6110円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

2021年10月29日現在

I 資産総額	176,020,929円
II 負債総額	665,462円
III 純資産総額（I－II）	175,355,467円
IV 発行済口数	88,546,097口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.9804円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

2021年10月29日現在

I 資産総額	3,470,300,096円
II 負債総額	18,085,402円
III 純資産総額（I－II）	3,452,214,694円
IV 発行済口数	2,273,424,819口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.5185円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

2021年10月29日現在

I 資産総額	769,703,532円
II 負債総額	18,739,090円
III 純資産総額（I－II）	750,964,442円
IV 発行済口数	524,832,788口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4309円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

2021年10月29日現在

I 資産総額	1,004,853,453円
II 負債総額	4,576,492円
III 純資産総額（I－II）	1,000,276,961円
IV 発行済口数	577,302,543口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.7327円

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

2021年10月29日現在

I 資産総額	85,718,127円
II 負債総額	500,113円
III 純資産総額（I－II）	85,218,014円
IV 発行済口数	85,220,029口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0000円

（参考）野村インド株マザーファンド

2021年10月29日現在

I 資産総額	59,840,803,959円
II 負債総額	1,009,100,294円
III 純資産総額（I－II）	58,831,703,665円
IV 発行済口数	12,228,202,418口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	4.8111円

（参考）野村アセアン株マザーファンド

2021年10月29日現在

I 資産総額	1,031,072,484円
II 負債総額	7,914,737円
III 純資産総額（I－II）	1,023,157,747円
IV 発行済口数	419,701,015口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.4378円

（参考）野村豪州株マザーファンド

2021年10月29日現在

I 資産総額	175,007,532円
II 負債総額	1円
III 純資産総額（I－II）	175,007,531円
IV 発行済口数	62,190,696口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.8140円

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

2021年10月29日現在

I 資産総額	3,445,273,981円
II 負債総額	97円
III 純資産総額（I－II）	3,445,273,884円
IV 発行済口数	1,707,373,280口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.0179円

（参考）野村タイ株マザーファンド

2021年10月29日現在

I 資産総額	768,738,216円
II 負債総額	19,290,558円
III 純資産総額（I－II）	749,447,658円
IV 発行済口数	370,836,971口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.0210円

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

2021年10月29日現在

I 資産総額	998,245,112円
--------	--------------

II 負債総額	9円
III 純資産総額（I－II）	998,245,103円
IV 発行済口数	377,328,283口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.6456円

（参考）野村マネー マザーファンド

2021年10月29日現在

I 資産総額	8,659,764,795円
II 負債総額	3,205円
III 純資産総額（I－II）	8,659,761,590円
IV 発行済口数	8,490,059,509口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0200円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することが

できません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2021年10月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

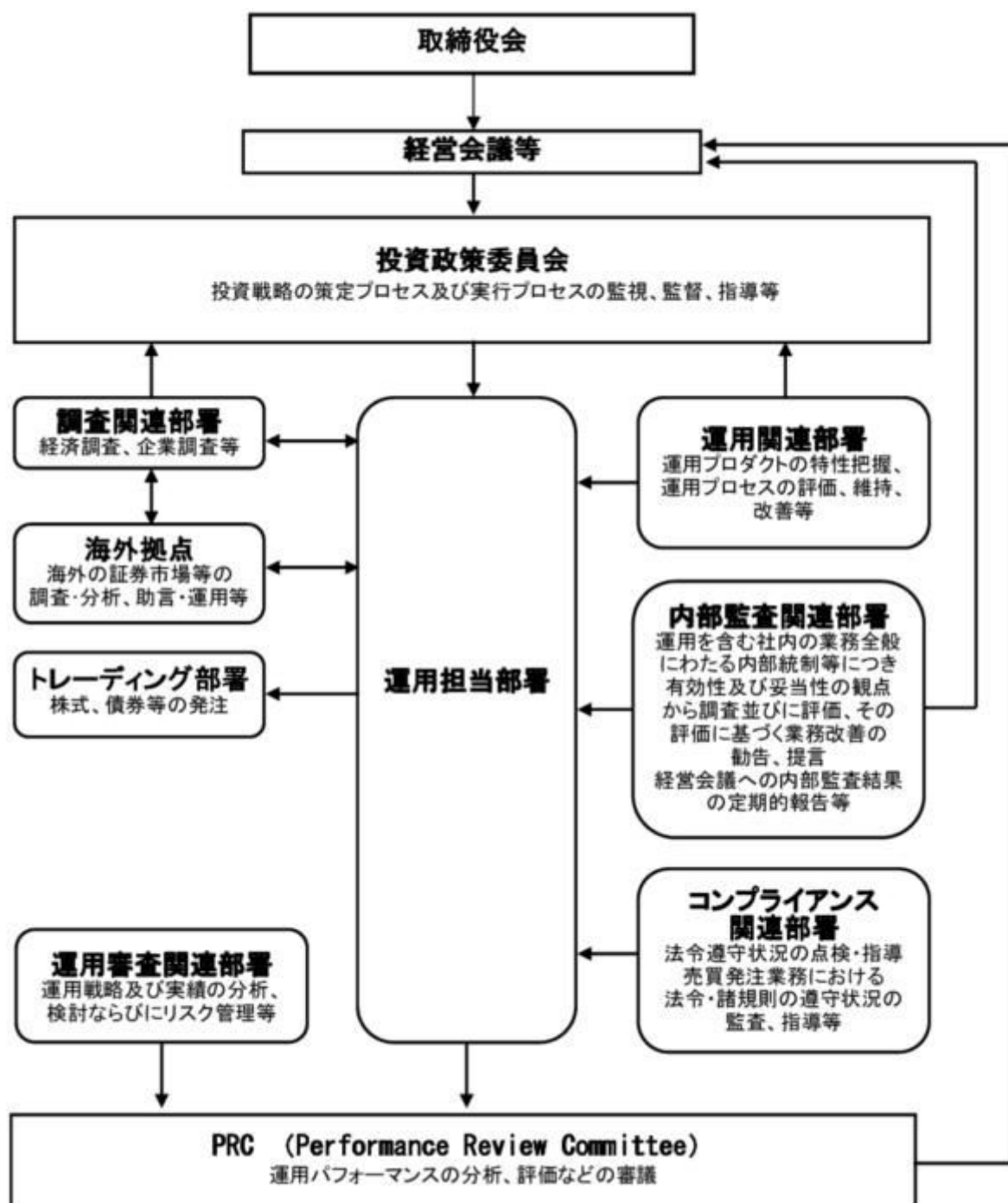
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2021年9月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	989	39,313,559
単位型株式投資信託	198	820,184
追加型公社債投資信託	14	6,430,213
単位型公社債投資信託	506	1,591,773
合計	1,707	48,155,729

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,626		4,281
金銭の信託			41,524		35,912
有価証券			24,399		30,400
前払費用			106		167
未収入金			522		632
未収委託者報酬			23,936		24,499
未収運用受託報酬			4,336		4,347
その他			71		268
貸倒引当金			△14		△14
流動資産計			97,509		100,496
固定資産					
有形固定資産			645		2,666
建物	※ 2	295		1,935	
器具備品	※ 2	349		731	
無形固定資産			5,894		5,429
ソフトウェア		5,893		5,428	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,486		16,487
投資有価証券		1,437		1,767	

関係会社株式		10,171		9,942	
従業員長期貸付金		16		-	
長期差入保証金		329		330	
長期前払費用		19		15	
前払年金費用		1,545		1,301	
繰延税金資産		2,738		3,008	
その他		229		122	
貸倒引当金		△0		-	
固定資産計			23,026		24,583
資産合計			120,536		125,080

		前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			157		123
未払金			15,279		16,948
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		3		8	
未払手数料		6,948		7,256	
関係会社未払金		7,262		8,671	
その他未払金		1,063		1,011	
未払費用	※ 1		10,290		9,171
未払法人税等			1,564		2,113
前受収益			26		22
賞与引当金			3,985		3,795
その他			67		-
流動負債計			31,371		32,175
固定負債					
退職給付引当金			3,311		3,299
時効後支払損引当金			572		580
資産除去債務			-		1,371
固定負債計			3,883		5,250
負債合計			35,254		37,425
(純資産の部)					
株主資本			85,270		87,596
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			54,360		56,686
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		53,675		56,001	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		29,069		31,395	
評価・換算差額等			10		57
その他有価証券評価差額金			10		57
純資産合計			85,281		87,654
負債・純資産合計			120,536		125,080

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,736		106,355
運用受託報酬			17,170		16,583
その他営業収益			340		428
営業収益計			133,247		123,367
営業費用					
支払手数料			39,435		34,739
広告宣伝費			1,006		1,005
公告費			-		0
調査費			26,833		24,506
調査費		5,696		5,532	
委託調査費		21,136		18,974	
委託計算費			1,342		1,358
営業雑経費			5,823		4,149
通信費		75		73	
印刷費		958		976	
協会費		92		88	
諸経費		4,696		3,011	
営業費用計			74,440		65,760
一般管理費					
給料			11,418		10,985
役員報酬		109		147	
給料・手当		7,173		7,156	
賞与		4,134		3,682	
交際費			86		35
旅費交通費			391		64
租税公課			1,029		1,121
不動産賃借料			1,227		1,147
退職給付費用			1,486		1,267
固定資産減価償却費			2,348		2,700
諸経費			10,067		10,739
一般管理費計			28,055		28,063
営業利益			30,751		29,542

		前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	4,936		4,540	

受取利息		0		0	
金銭の信託運用益		-		1,698	
その他		309		447	
営業外収益計			5,246		6,687
営業外費用					
金銭の信託運用損		230		-	
投資事業組合等評価損		146		-	
時効後支払損引当金繰入額		18		13	
為替差損		23		26	
その他		23		32	
営業外費用計			443		72
経常利益			35,555		36,157
特別利益					
投資有価証券等売却益		21		71	
株式報酬受入益		59		48	
移転補償金		-		2,077	
特別利益計			81		2,197
特別損失					
投資有価証券等評価損		119		36	
関係会社株式評価損		1,591		582	
固定資産除却損	※ 2	67		105	
事務所移転費用		-		406	
特別損失計			1,778		1,129
税引前当期純利益			33,858		37,225
法人税、住民税及び事業税			9,896		11,239
法人税等調整額			△34		△290
当期純利益			23,996		26,276

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当期変動額									
剰余金の配当							△25,650	△25,650	△25,650
当期純利益							23,996	23,996	23,996

株主資本以外の 項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,653	△1,653	△1,653
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当期変動額			
剰余金の配当			△25,650
当期純利益			23,996
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	△23	△23	△23
当期変動額合計	△23	△23	△1,676
当期末残高	10	10	85,281

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270
当期変動額									
剰余金の配当							△23,950	△23,950	△23,950
当期純利益							26,276	26,276	26,276
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	2,326	2,326	2,326
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	10	10	85,281
当期変動額			
剰余金の配当			△23,950
当期純利益			26,276
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	46	46	46
当期変動額合計	46	46	2,372
当期末残高	57	57	87,654

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） 時価のないもの … 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理方法 6. 連結納税制度の適用	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
---	--

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2020年3月31日)	当事業年度末 (2021年3月31日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,296百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,256百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 761百万円 器具備品 2,347 合計 3,109	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 346百万円 器具備品 643 合計 990

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
--	--

※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,931百万円	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,334百万円
※ 2. 固定資産除却損 器具備品 7百万円 ソ フ ト ウ ェ 59 ア 合計 67	※ 2. 固定資産除却損 器具備品 2百万円 ソ フ ト ウ ェ 102 ア 合計 105

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リ

スクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,626	2,626	-
(2)金銭の信託	41,524	41,524	-
(3)未収委託者報酬	23,936	23,936	-
(4)未収運用受託報酬	4,336	4,336	-
(5)有価証券及び投資有価証券	24,399	24,399	-
その他有価証券	24,399	24,399	-
資産計	96,823	96,823	-
(6)未払金	15,279	15,279	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	3	3	-
未払手数料	6,948	6,948	-
関係会社未払金	7,262	7,262	-
その他未払金	1,063	1,063	-
(7)未払費用	10,290	10,290	-
(8)未払法人税等	1,564	1,564	-
負債計	27,134	27,134	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円（投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円）減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上しておりました関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,626	-	-	-
金銭の信託	41,524	-	-	-
未収委託者報酬	23,936	-	-	-
未収運用受託報酬	4,336	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	24,399	-	-	-
合計	96,823	-	-	-

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を

目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,281	4,281	-
(2)金銭の信託	35,912	35,912	-
(3)未収委託者報酬	24,499	24,499	-
(4)未収運用受託報酬	4,347	4,347	-
(5)有価証券及び投資有価証券	30,400	30,400	-
その他有価証券	30,400	30,400	-
資産計	99,441	99,441	-
(6)未払金	16,948	16,948	-
未払収益分配金	0	0	-

未払償還金	8	8	-
未払手数料	7,256	7,256	-
関係会社未払金	8,671	8,671	-
その他未払金	1,011	1,011	-
(7)未払費用	9,171	9,171	-
(8)未払法人税等	2,113	2,113	-
負債計	28,233	28,233	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,767百万円、関係会社株式9,942百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について618百万円（投資有価証券35百万円、関係会社株式582百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	4,281	-	-	-
金銭の信託	35,912	-	-	-
未収委託者報酬	24,499	-	-	-
未収運用受託報酬	4,347	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	30,400	-	-	-
合計	99,441	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2020年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	4,400	4,400	-
コマーシャル・ペーパー	19,999	19,999	-
小計	24,399	24,399	-
合計	24,399	24,399	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2021年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2021年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	30,400	30,400	-
小計	30,400	30,400	-
合計	30,400	30,400	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,551 百万円
勤務費用	1,034
利息費用	154
数理計算上の差異の発生額	△138
退職給付の支払額	△858
その他	17
退職給付債務の期末残高	23,761

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,469 百万円
期待運用収益	436
数理計算上の差異の発生額	△393
事業主からの拠出額	566
退職給付の支払額	△666
年金資産の期末残高	17,413

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,462 百万円
年金資産	△17,413
	3,048
非積立型制度の退職給付債務	3,299
未積立退職給付債務	6,347
未認識数理計算上の差異	△4,764
未認識過去勤務費用	185
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766
退職給付引当金	3,311
前払年金費用	△1,545
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,034 百万円
利息費用	154
期待運用収益	△436
数理計算上の差異の費用処理額	572
過去勤務費用の費用処理額	△35
確定給付制度に係る退職給付費用	1,289

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	57%
株式	24%
生保一般勘定	12%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.6%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,761 百万円
勤務費用	1,016
利息費用	139
数理計算上の差異の発生額	△893
退職給付の支払額	△781
その他	28
退職給付債務の期末残高	23,270

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,413 百万円
期待運用収益	409
数理計算上の差異の発生額	1,328
事業主からの拠出額	824
退職給付の支払額	△626
年金資産の期末残高	19,349

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	19,959 百万円
年金資産	△19,349
	610
非積立型制度の退職給付債務	3,311
未積立退職給付債務	3,921
未認識数理計算上の差異	△2,074
未認識過去勤務費用	151
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998

退職給付引当金	3,299
前払年金費用	△1,301
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,016 百万円
利息費用	139
期待運用収益	△409
数理計算上の差異の費用処理額	469
過去勤務費用の費用処理額	△34
確定給付制度に係る退職給付費用	1,182

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	52%
株式	30%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.8%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (2020年3月31日)	当事業年度末 (2021年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 百万円 賞与引当金 1,235 退職給付引当金 1,026 関係会社株式評価減 762 未払事業税 285 投資有価証券評価減 462 減価償却超過額 171 時効後支払損引当金 177 関係会社株式売却損 148 ゴルフ会員権評価減 167 未払社会保険料 97 その他 219 繰延税金資産小計 4,754 評価性引当額 △1,532 繰延税金資産合計 3,222 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 4 前払年金費用 478 繰延税金負債合計 483 繰延税金資産の純額 2,738	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 百万円 賞与引当金 1,176 退職給付引当金 1,022 関係会社株式評価減 784 未払事業税 430 投資有価証券評価減 428 減価償却超過額 223 時効後支払損引当金 179 関係会社株式売却損 148 ゴルフ会員権評価減 135 未払社会保険料 95 その他 341 繰延税金資産小計 4,968 評価性引当額 △1,530 繰延税金資産合計 3,437 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 25 前払年金費用 403 繰延税金負債合計 429 繰延税金資産の純額 3,008
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 31.0% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.0% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △4.4% タックスヘイブン税制 2.6% 外国税額控除 △0.7% 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.2% その他 0.4% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 29.1%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 31.0% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.0% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △3.5% タックスヘイブン税制 1.9% 外国税額控除 △0.5% 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.2% その他 0.3% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 29.4%

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
前事業年度		当事業年度	
自	2019年4月 1日 至 2020年3月31日	自	2020年4月 1日 至 2021年3月31日
期首残高	-	-	-
有形固定資産の取得に伴う増加	-		1,371
時の経過による調整額	-		-
期末残高	-		1,371

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	31,378	未払手数料	5,536
							コマーシャル・ペーパーの購入(*2)	20,000	有価証券	19,999
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*2) コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	26,722	未払手数料	5,690
							コマーシャル・ペーパーの償還 (*2)	20,000	有価証券	-
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*2) コマーシャル・ペーパーについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,557円31銭	1株当たり純資産額	17,018円01銭
1株当たり当期純利益	4,658円88銭	1株当たり当期純利益	5,101円61銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	23,996百万円	損益計算書上の当期純利益	26,276百万円
普通株式に係る当期純利益	23,996百万円	普通株式に係る当期純利益	26,276百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子

法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

＊2021年9月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

＊2021年9月末現在

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)	SG\$2,800,000	シンガポールの証券先物法(The Securities & Futures Act)及び関連する諸法令に基づき、投資助言、資産運用業務を営んでいます。

＊2021年3月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3)投資顧問会社

委託会社から各マザーファンド（「野村マネー マザーファンド」を除く）の運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

委託会社と投資顧問会社の主な資本関係は次の通りです。

委託会社は、NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)の株式の100.0%を所有しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年12月 4日	有価証券届出書
2020年12月 4日	有価証券報告書
2021年 6月11日	有価証券届出書の訂正届出書
2021年 6月11日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2021年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村 健二郎
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水 永 真太郎
--------------------	-------	---------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年10月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）の2020年9月15日から2021年9月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）の2021年9月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年10月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）の2020年9月15日から2021年9月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）の2021年9月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年10月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）の2020年9月15日から2021年9月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）の2021年9月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年10月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）の2020年9月15日から2021年9月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）の2021年9月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年10月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）の2020年9月15日から2021年9月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）の2021年9月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年10月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）の2020年9月15日から2021年9月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）の2021年9月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年10月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）の2020年9月15日から2021年9月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）の2021年9月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。